

岩手県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月3日

岩手県監査委員 高 橋 元

岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗

岩手県監査委員 吉 田 政 司

岩手県監査委員 工 藤 洋 子

平成 28 年度

包括外部監査の結果報告書

企業局の財務事務の執行及び経営管理について

平成 29 年 2 月

岩手県包括外部監査人
公認会計士 木 村 大 輔

目 次

「企業局の財務事務の執行及び経営管理について」	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 特定の事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象期間	1
5 外部監査の方法	1
6 外部監査の実施期間	2
7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8 利害関係	2
第2 監査対象の概要	3
I 共通事項	4
1. 組織の概要(組織図)	4
2. 職員の状況(職員配置数)	5
3. 事務分掌	5
4. 施設の概要	7
II 電気事業	9
1. 事業の概要	9
2. 経営の状況	13
3. 他団体との比較	17
4. 第5次中期経営計画	21
III 工業用水道事業	23
1. 事業の概要	23
2. 経営の状況	25
3. 他団体との比較	28
4. 第5次中期経営計画	31
第3 外部監査の結果及び意見	33
監査結果及び監査意見の要約(タイトル)	33
I. 監査日程と実地監査場所	35
1. 実地監査日程	35
2. 実地監査場所	35
II. 監査手続	36
III. 監査結果(個別検出事項)	37

1. 電気事業	37
(1) 収入事務・債権管理事務	37
(2) 契約事務	39
(3) 固定資産管理事務	41
(4) 財務諸表と会計処理	43
(5) 第5次中期経営計画	51
2. 工業用水道事業	54
(1) 収入事務・債権管理事務	54
(2) 契約事務	54
(3) 固定資産管理事務	55
(4) 財務諸表と会計処理	56
(5) 第5次中期経営計画	59
3. 共通事項	60
(1) 人事管理事務	60
(2) 財務諸表と会計処理	62
(3) 第5次中期経営計画	67
(4) 組織体制の合理化・規模の適正化	70
IV. 持続可能性と県民への説明責任	73
1. 電気事業	73
(1) 現状	73
(2) 課題	74
(3) 監査意見	75
2. 工業用水道事業	77
(1) 現状	77
(2) 課題	78
(3) 監査意見	79
3. 共通事項	81
(1) 財務報告に係る内部統制の整備運用	81

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

包括外部監査の結果報告書

「企業局の財務事務の執行及び経営管理について」

包括外部監査人 公認会計士 木村大輔

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める岩手県との包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件

企業局の財務事務の執行及び経営管理について

3 特定の事件を選定した理由

岩手県企業局（以下「企業局」という。）は、電気事業、工業用水道事業の2事業を実施しており、毎期概ね安定的な利益を計上している。平成26年度の純利益は、電気事業は822百万円、工業用水道事業は81百万円で、企業局全体の純利益合計は904百万円となっている。

一方、公営企業を取り巻く環境は、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められることになる。そのような中で、平成24年度には資本制度の見直しが行われ、平成26年度より地方公営企業会計制度が大幅に改正されるなど、将来の取組を見通すための基盤が整備されたところである。

このように、公営企業制度改革は国民の関心事であり、企業局の経営に関しても県民の関心は高いところである。

そこで、企業局の財務事務及び経営管理が、関係法規に準拠して遂行されているか、また、効率的に行われているかを検討することに意義があると考え、特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

平成27年度とするが、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 企業局の運営が、地方公営企業法第3条の基本原則に沿って適切に運営されているか。
- ② 財務諸表が、地方公営企業法の財務規則等に従い、収支の状況及び財産の状況を適切に表示しているか。
- ③ 収入及び支出に関わる事務は規則等に従い適切に実施されているか。
- ④ 各事業の実施にあたっては効率性と経済性を十分に考慮しているか。

⑤資産・負債の管理は適切に行われているか。

⑥長期経営方針の遂行状況について。

(2)実施した主な監査手続

実施した監査手続の詳細はP36に記載している。

6 外部監査の実施期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 2 月 10 日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	田 高 禎 治
公認会計士	柏 木 一 男
公認会計士	嶋 貫 光 一
公認会計士	佐 藤 智 之

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

県企業局では、電気事業と工業用水道事業を行っている。

電気事業、工業用水道事業のそれぞれが、地方公営企業法第2条の規定及び、電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例に基づき設置されている。

また、同法第7条ただし書の規定及び同条例に基づき、電気事業及び工業用水道事業を通じて管理者を1名としている。

地方公営企業法（抜粋）

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

一 水道事業（簡易水道事業を除く。）

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 鉄道事業

六 電気事業

七 ガス事業

第七条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。

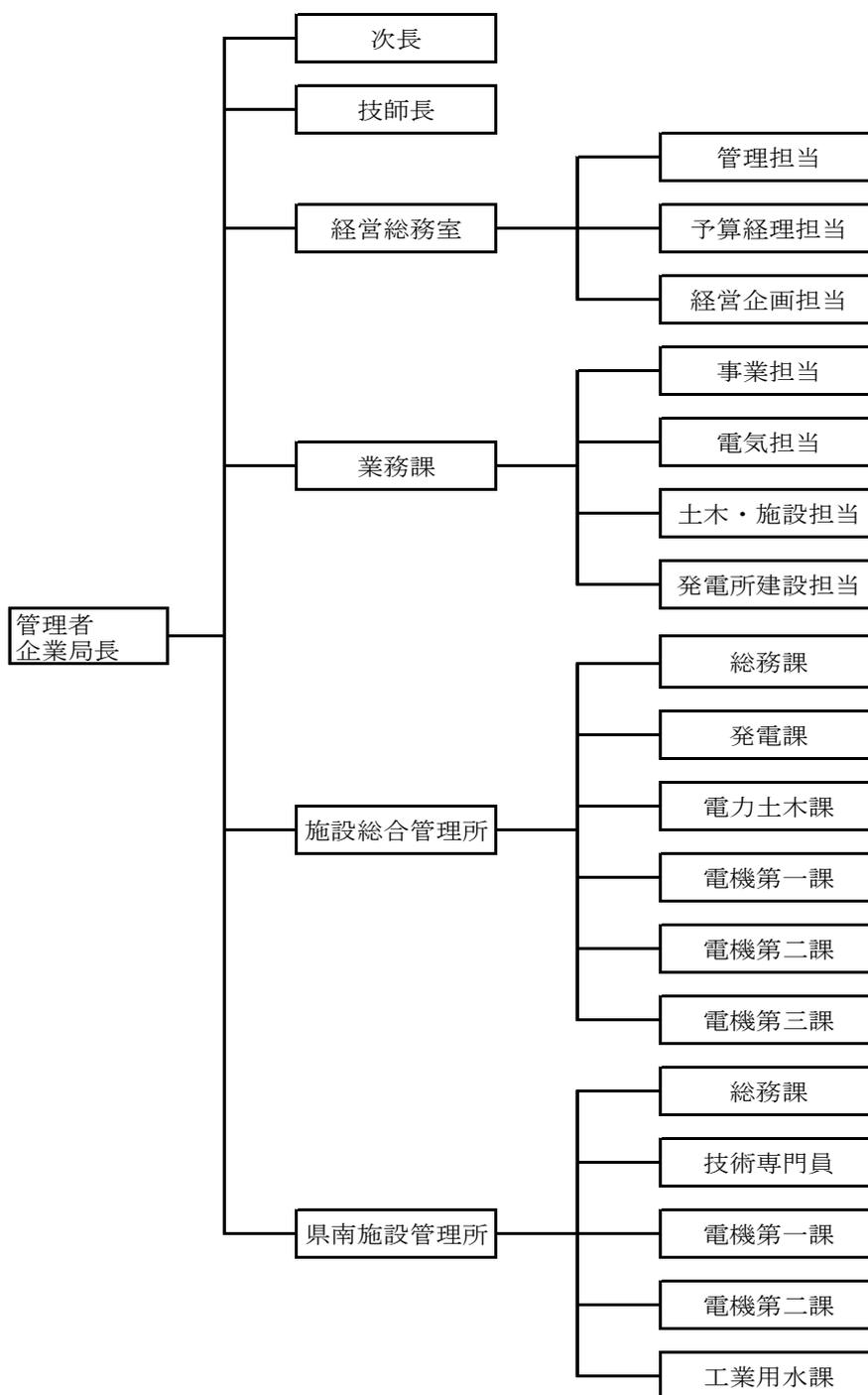
電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条ただし書の規定に基づき、電気事業及び工業用水道事業を通じて管理者1名を置く。

企業局及び各事業の概要は以下のとおりである。

I 共通事項

1. 組織の概要(組織図)



2. 職員の状況(職員配置数)

平成27年4月1日現在 単位：人

所属		配置数					
		事務	技術職				技能士
			電気	機械	土木		運転技師
本庁	経営総務室	16	5	0	0	1	22
	業務課	3	9	4	5	0	21
	計	19	14	4	5	1	43
事業所	施設総合管理所	3	33	10	5	2	53
	県南施設管理所	3	18	5	6	0	32
	計	6	51	15	11	2	85
合計		25	65	19	16	3	128

(注) 管理者(企業局長)を除く

3. 事務分掌

所属名	担当	分掌事務
経営総務室	管理担当	局内の総括に関する事。 組織、人事、服務、給与に関する事。 物品購入に関する事。 出納に関する事。 資金運用に関する事。 職員の研修に関する事。 県議会に関する事。
	予算経理担当	予算・決算に関する事。 収入支出の審査に関する事。 工事等の請負契約の入札に関する事。 資産の取得、管理、処分に関する事。
	経営企画担当	新規事業の企画、調整に関する事。 重要施策の企画、推進に関する事。 中期経営計画の推進に関する事。 経営評価に関する事。 広報に関する事。 他部局との連携に関する事。
業務課	事業担当	課内の総括に関する事。 事業企画に関する事。 工業用水道事業に係る条例、規程及び制度に関する事。 工業用水道事業の料金徴収に関する事。
	電気担当	電力受給契約に関する事。 発電所の料金調定、運転記録に関する事。 発電所の運用の総括に関する事。 発電所の電気設備の工事・委託の総括に関する事。 無線通信施設の維持管理・運用に関する事。

所属名	担当	分掌事務
		高森高原風力発電所の建設事業に関すること。 築川発電所の建設事業に関すること。
	土木・施設担当	土木、建築施設の設計、工事、維持管理に関すること。 新規水力開発の調査・計画に関すること。 高森高原風力発電所の建設事業に関すること。 築川発電所の建設事業に関すること。
施設総合管理所 (所管施設)	総務課	施設総合管理所の庶務、予算、入札の執行に関すること。 資産の管理、事業用地の借入れに関すること。 その他、施設総合管理所の管理運営に関すること。
岩洞第一発電所 岩洞第二発電所 四十四田発電所	発電課	発電施設の運転操作に関すること。 給電連絡に関すること。 発電記録の整備及び報告に関すること。
御所発電所 滝発電所	電力土木課	所管施設(土木・建築)の改良、修繕工事に関すること。 岩洞ダム、溪流取水設備及び取水口の維持保全に関すること。
北ノ又発電所 北ノ又第二発電所	電機第一課	所管施設(岩洞第一、岩洞第二発電所及び逆川揚水所)の維持保全に関すること。 所管施設の電気、機械設備に係る改良、修繕工事に関すること。
北ノ又第三発電所 松川発電所 柏台発電所	電機第二課	所管施設(四十四田、北ノ又、北ノ又第二、北ノ又第三及び稲庭高原風力発電所)の維持保全に関すること。 所管施設の電気、機械設備に係る改良、修繕工事に関すること。
稲庭高原風力発電所 逆川揚水所	電機第三課	所管施設(御所、松川、柏台、滝発電所及び自所)及び無線設備の維持保全に関すること。 所管施設の電気、機械設備及び無線設備に係る改良、修繕工事に関すること。
	発電所建設室	高森高原風力発電所の建設に関すること。 築川発電所の建設に関すること。
県南施設管理所 (所管施設)	総務課	県南施設管理所の庶務、総務、予算、入札の執行に関すること。 資産の管理、事業用地の借入れに関すること。 その他、県南施設管理所の管理運営に関すること。
胆沢第二発電所 胆沢第三発電所 胆沢第四発電所 仙人発電所	技術専門員	所管施設の土木・建築の技術に関すること。
入畑発電所 早池峰発電所 相去太陽光発電所	電機第一課	所管施設(胆沢第二、胆沢第三、仙人、入畑及び早池峰発電所)の維持保全に関すること。 所管施設の電気及び機械設備に係る改良、修繕工事に関すること。
第一北上中部工業用水道 第二北上中部工業用水道	電機第二課	所管施設(胆沢第四及び相去太陽光発電所)の維持保全に関すること。 所管施設(胆沢第二、胆沢第三、胆沢第四、仙人、入畑、早池峰及び相去太陽光発電所)の土木・建築施設に係る改良、修繕工事及び維持管理に関すること。
	工業用水課	所管施設(第一及び第二北上中部工業用水道)の維持保全に関すること。 所管施設及びその附属施設の電気、機械設備及び土木施設に係る改良、修繕工事に関すること。 営業記録の整備及び報告に関すること。

4. 施設の概要

(1) 施設一覧

所 管	施 設 名	所 在 地	最大出力・ 最大給水量
施設総合 管 理 所	岩洞第一発電所 ②	盛岡市玉山区日戸	41,000 kW
	岩洞第二発電所 ③	盛岡市玉山区門前寺	8,600 kW
	四十四田発電所 ⑤	盛岡市上田字松屋敷	15,100 kW
	御所発電所 ⑥	盛岡市繫字下猿田	13,000 kW
	滝発電所 ⑦	久慈市小久慈町	450 kW
	北ノ又発電所 ⑧	八幡平市松尾寄木	7,000 kW
	北ノ又第二発電所 ⑨	八幡平市松尾寄木	3,400 kW
	北ノ又第三発電所 ⑭	八幡平市松尾寄木	61 kW
	松川発電所 ⑪	八幡平市松尾寄木	4,600 kW
	柏台発電所 ⑬	八幡平市松尾寄木	2,700 kW
	稲庭高原風力発電所 ⑰	二戸市浄法寺町山内	1,980 kW
県南施設 管 理 所	胆沢第二発電所 ①	奥州市胆沢区若柳	6,800 kW
	仙人発電所 ④	北上市和賀町仙人	37,600 kW
	入畑発電所 ⑩	北上市和賀町岩崎新田	2,100 kW
	早池峰発電所 ⑫	花巻市大迫町内川目	1,400 kW
	胆沢第四発電所 ⑮	奥州市胆沢区若柳	170 kW
	胆沢第三発電所 ⑯	奥州市胆沢区若柳	1,600 kW
	相去太陽光発電所 ⑱	北上市相去町高前檀	1,009 kW
	第一北上中部工業用水道 ❶	北上市北工業団地	37,293m ³ /日
	第二北上中部工業用水道 ❷	北上市相去町字谷木	17,205m ³ /日

(2)施設配置図

企業局施設配置図



II 電気事業

1. 事業の概要

電気事業の概要は以下のとおりである。

(1)沿革

岩手県の電気事業は、現在の岩手県企業局が、昭和30年10月1日に電力局として発足し、電気事業に着手したことに始まる。昭和32年10月には、第1番目の発電所である胆沢第二発電所が、胆沢川総合かんがい事業の一環として運転を開始した。以来、岩洞第一発電所、岩洞第二発電所、仙人発電所、四十四田発電所、御所発電所、滝発電所、北ノ又発電所、北ノ又第二発電所、入畑発電所、松川発電所、早池峰発電所、柏台発電所、稲庭風力発電所、北ノ又第三発電所、胆沢第四発電所、胆沢第三発電所及び相去太陽光発電所をそれぞれ完成させ、現在18発電所（水力16か所、風力1か所、太陽光1か所）を運転している。全発電所の最大出力は148,570キロワットで全国公営電気事業者の中でも有数の規模を誇る。

しかしながら、岩手県内の電力は他県からの電力に大きく依存しているのが現状である。このような中で、エネルギーの安定供給に貢献し、また、クリーンで無限な純国産のエネルギーである水力、風力、太陽光等の開発が大いに期待されている。また、岩手県が自ら率先して再生可能エネルギー導入に取り組む、電力自給率の向上及び二酸化炭素の排出削減に貢献し、地域社会の発展と県民福祉の向上に資するため、現在、高森高原風力発電所（仮称）及び築川発電所（仮称）の建設を計画している。

(2)施設の状況

①水力発電所

項目		発電所別	胆沢第二	胆沢第三	胆沢第四	岩洞第一	岩洞第二	仙人	四十四田	御所	
発電所	水系河川名		北上川水系胆沢川	北上川水系胆沢川	北上川水系胆沢川	北上川水系丹藤川	北上川水系丹藤川	北上川水系和賀川	北上川水系北上川	北上川水系雲石川	
	所在地		奥州市胆沢区若柳	奥州市胆沢区若柳	奥州市胆沢区若柳	盛岡市日戸	盛岡市門前寺	北上市和賀町仙人	盛岡市上田字松屋敷	盛岡市繫字下猿田	
	形式		水路式	ダム式	ダム式	ダム水路式	水路式	ダム水路式	ダム式	ダム式	
	最大有効落差	m	49.33	9.85	105.20	405.20	86.40	107.00	32.70	26.37	
	最大使用水量	m ³ /s	16.0	2.3	1.8	12.0	12.0	42.0	55.0	60.0	
	最大出力	kW	6,800 (H20.3改正)	170	1,600	41,000	8,600 (H13.3改)	37,600	15,100	13,000	
	年間供給電力量	百万kWh	26 (H26・27)	1 (H26・27)	11 (H26・27)	158 (H26・27)	19 (H26・27)	135 (H26・27)	68 (H26・27)	56 (H26・27)	
	運転開始年月		昭和32年10月	平成24年12月	昭和32年10月	昭和35年12月	昭和35年12月	昭和39年4月	昭和42年12月	昭和56年1月	
	水車	形式		立軸単輪単流渦巻フランシス	横軸固定羽根プロペラ水車	横軸単輪単流渦巻フランシス	立軸単輪4射バルトン	立軸単輪単流渦巻フランシス	立軸単輪単流渦巻フランシス	立軸単輪単流渦巻フランシス	立軸単輪単流渦巻フランシス
		出力	kW	6,960×1	182×1	1,615×1	21,000×2	8,900×1	20,000×2	15,700×1	7,040×2
		使用水量	m ³ /s	16.0	2.3	1.8	6.0×2	12.0	21.0×2	55.0	30.0
		回転数	rpm	333	453	1,000	500	500	375	250	333
	発電機	形式		立軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	横軸かご形三相誘導発電機	横軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	立軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	立軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	立軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	立軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	立軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)
		出力	kVA	7,500×1	192×1	1,700×1	24,000×2	9,800×1	22,000×2	18,000×1	7,500×2
電流		V	6,600	400	6,600	11,000	6,600	11,000	6,600	6,600	
電圧		A	656	271	150	1,259	857	1,152	1,575	656	
堰堤	名称		若柳堰堤		胆沢ダム	岩洞ダム	—	湯田ダム	四十四田ダム	御所ダム	
	目的		調整池		治水・かんがい・上水道・発電	かんがい・発電	—	治水・かんがい・発電	治水・発電	治水・かんがい・上水道・発電	
	形式		重力式コンクリート		中央コア型ロックフィル	傾斜心壁型土石ダム	—	アーチ重力式 コンクリートダム	重力式コンクリートアース 複合ダム	中央コア型ロックフィル コンクリート重量式複合ダム 複合ダム	
	堤高	m	14.80		127.0	40.0	—	89.5	50.0	52.5	
	堤長	m	83.80		723.0	351.0	—	264.9	480.0	327.0	
	体積	m ³	コンクリート13,200		13,500,000	850,000	—	379,000	コンクリート 290,000 アース 92,150	ロックフィル 980,000 コンクリート 220,000	
	総貯水量	m ³	549,000		143,000,000	65,600,000	—	114,160,000	47,100,000	65,000,000	
	有効貯水量	m ³	229,000		132,000,000	46,300,000	—	93,710,000	35,500,000	45,000,000	
	流域面積	m ²	196.0		185.0	220.0	—	583.0	1,196.0	635.0	
	堰水面積	m ²	0.1		4.4	6.2	—	6.3	3.9	6.4	

項目	発電所別		滝	北ノ又発電所	北ノ又第二発電所	北ノ又第三発電所	入畑	松川	早池峰	柏台	
	水系河川名	所在地	久慈川水系長内川	北上川水系松川支流 北ノ又川	北上川水系松川支流 北ノ又川	北上川水系松川支流 北ノ又川	北上川水系夏油川	北上川水系松川	北上川水系稗貫川	北上川水系松川・ 北ノ又川	
発電所	形式	ダム式	水路式	水路式	水路式	水路式	ダム式	水路式	ダム式	水路式	
	最大有効落差	m	25.83	206.40	121.10	6.25	74.16	188.00	50.01	42.30	
	最大使用水量	m ³ /s	2.5	4.1	3.5	1.3	3.5	3.0	3.5	7.6	
	最大出力	kW	450	7,000	3,400	61	2,100	4,600	1,400	2,700	
	年間供給電力量	百万kWh	3(H26・27)	26(H26・27)	13(H26・27)	0.4(H26・27)	9(H26・27)	19(H26・27)	7(H26・27)	11(H26・27)	
	運転開始年月		昭和57年7月	昭和58年10月	平成元年10月	平成22年2月	平成2年4月	平成8年10月	平成12年6月	平成14年10月	
	水車	形式	横軸単輪単流渦巻フランシス	立軸単輪単流渦巻フランシス	横軸単輪単流渦巻フランシス	横軸マイクチューブラ水車	立軸単輪単流渦巻フランシス	横軸単輪二射バルブ	横軸単輪単流渦巻フランシス	横軸二輪単流渦巻両掛フランシス	
		出力	kW	540×1	7,250×1	3,600×1	68	2,200×1	4,750×1	1,480	2,740
		使用水量	m ³ /s	2.5	4.1	3.5	1.3	3.5	3.0	3.5	7.6
		回転数	rpm	600	750	750	800	750	300	750	600
	発電機	形式	横軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	立軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	横軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	横軸かご形三相誘導 発電機	立軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	横軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	横軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	横軸回転界磁三相同期 (ブラシレス)	
		出力	kVA	550×1	7,800×1	3,500×1	65	2,200×1	4,700	1,500	2,800
		電流	V	6,600	6,600	6,600	400	6,600	6,600	6,600	6,600
		電圧	A	48	682	306	107	192	412	132	245
堰堤・ダム・取水設備	名称	滝ダム	北ノ又川取水堰堤 他2箇所	北ノ又川第2取水堰堤 他3箇所	北ノ又川第3流入水槽	入畑ダム	松川取水堰堤他1箇所	早池峰ダム	柏台第一取水堰堤他1箇所		
	目的	治水・発電	—	—	—	治水・上水道・工業用水 道・発電	—	治水・上水道・工業用水 道・発電	—		
	形式	重力式コンクリートダム	—	—	—	重力式コンクリートダム	—	重力式コンクリートダム	—		
	堰高	m	70.00	—	—	80.0	—	73.5	—		
	堰長	m	187.00	—	—	233.0	—	333.0	—		
	体積	m ³	220,000	—	—	293,200	—	333,000	—		
	総貯水量	m ³	7,600,000	—	—	15,400,000	—	17,250,000	—		
	有効貯水量	m ³	6,000,000	—	—	13,900,000	—	15,750,000	—		
	流域面積	m ²	152.6	36.6	28.5	36.6	38.0	26.2	75.1	76.0	
	堰水面積	m ²	0.3	—	—	—	0.6	—	0.9	—	

②風力発電所

発電所名	稲庭高原風力発電所
発電所位置	二戸市浄法寺町山内地内
平均風速	7.0m/s（年間実測平均）
風車の型式	水平、アップウィンドウ
総出力	1,980kW（660kW×3基）
年間供給電力量	4百万kWh(H25)
運転開始	平成13年9月

③太陽光発電所

発電所名	相去太陽光発電所
発電所位置	北上市相去町高前檀地内
敷地面積	約3.5ha
最大出力	1,009kW
年間供給電力量	約133万kWh
太陽電池モジュール	単結晶シリコン 250W×6,560枚
パワーコンディショナ	500kW×2台、10kW×1台
運転開始	平成26年11月

2. 経営の状況

(1) 損益計算書の推移

単位：千円

科目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
営業収益	4,202,388	3,991,323	4,167,598	4,616,285	4,697,380
電力料	4,135,333	3,905,345	4,092,298	4,531,732	4,629,417
営業雑収益	67,055	85,977	75,300	84,553	67,963
附帯事業収益	48,986	55,961	75,587	93,371	144,940
電力料	48,986	55,961	75,587	93,371	144,940
営業費用	3,623,883	3,461,182	3,661,261	4,053,594	3,705,958
水力発電費	3,096,370	2,878,263	3,056,997	3,495,395	3,027,396
管理費	527,513	582,919	604,264	558,199	678,562
附帯事業費用	58,815	57,312	76,018	90,101	104,197
風力発電費	58,815	57,312	76,018	79,956	72,781
太陽光発電費	-	-	-	10,145	31,416
営業利益	568,676	528,789	505,906	565,961	1,032,165
財務収益	106,669	75,430	74,297	80,022	99,643
受取配当金	74,215	39,460	42,520	56,813	80,273
受取利息	32,455	35,251	31,057	23,151	19,312
有価証券取得差益	-	720	720	57	57
事業外収益	36,314	11,900	16,857	100,472	76,168
長期前受金戻入	-	-	-	55,889	50,024
雑収益	36,314	11,900	16,857	44,583	26,144
財務費用	152,776	130,817	112,890	98,400	87,230
支払利息	152,360	130,817	112,864	98,374	87,179
有価証券償却費	415	-	27	27	50
事業外費用	869	5,330	5,588	1,267	27,998
雑損失	869	5,330	5,588	1,267	27,998
経常利益	558,014	479,972	478,581	646,787	1,092,749
特別利益	-	-	-	239,975	-
その他特別利益	-	-	-	239,975	-
特別損失	-	-	106,215	64,002	-
その他特別損失	-	-	106,215	64,002	-
当年度純利益	558,014	479,972	372,366	822,760	1,092,749
前年度繰越利益剰余金	-	-	6,839	2,214	-
その他未処分利益剰余金変動額	-	-	-	953,681	70,570
当年度未処分利益剰余金	558,014	479,972	379,206	1,778,655	1,163,319

(2)貸借対照表の推移

単位：千円

科目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
(資産の部)					
固定資産	29,677,912	29,209,935	27,354,335	29,998,212	28,419,573
有形固定資産	20,879,215	21,083,821	21,717,007	21,517,053	20,953,418
水力発電設備	18,600,934	18,843,814	18,793,159	19,938,777	18,987,833
業務設備	280,534	266,982	262,280	231,019	228,727
附帯事業固定資産	434,482	413,965	424,599	769,085	710,414
建設仮勘定	655,562	667,006	1,390,497	37,457	797,924
建設準備勘定	907,703	892,054	846,473	540,715	228,520
無形固定資産	305,645	273,799	250,190	951,176	920,227
電話加入権	6,449	6,449	6,449	6,467	6,467
電気通信施設利用権	1,427	1,332	1,192	900	756
ダム使用权	243,111	215,076	195,536	916,511	887,646
電気供給施設利用権	34,503	32,754	31,004	6,227	2,678
水利権	20,127	17,964	15,801	13,639	15,466
水道施設利用権	28	223	208	180	164
地役権	-	-	-	7,026	6,825
借地権	-	-	-	226	226
投資その他の資産	8,493,052	7,852,315	5,387,138	7,529,984	6,545,928
投資有価証券	3,030,409	3,516,032	2,015,053	5,929,784	5,379,719
出資金	50,000	50,000	40,000	30,000	20,000
長期貸付金	5,412,643	4,271,103	3,316,905	1,555,020	1,129,029
その他投資	-	15,180	15,180	15,180	17,180
流動資産	11,584,742	12,167,798	14,811,965	16,147,378	16,905,868
現金預金	10,748,042	11,165,788	14,402,862	14,483,984	15,997,599
未収金	836,673	1,001,995	409,088	500,856	482,262
有価証券	-	-	-	398,900	-
貯蔵品	16	16	16	16	16
短期貸付金	-	-	-	763,617	425,991
前払金	11	-	-	5	-
資産合計	41,262,655	41,377,733	42,166,300	46,145,591	45,325,441
(負債の部)					
固定負債	2,331,558	2,115,677	1,916,115	4,057,170	3,742,442
企業債	-	-	-	2,491,173	2,186,426
リース債務	-	-	-	-	4,082
引当金	2,331,558	2,115,677	1,916,115	1,565,997	1,551,934
湯水準備引当金	239,975	239,975	239,975	-	-

科目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
退職給付引当金	715,891	756,305	785,929	750,277	758,998
修繕引当金	1,375,692	1,119,397	890,211	815,720	792,936
流動負債	600,980	846,016	1,846,966	2,252,937	1,279,133
企業債	-	-	-	293,631	304,746
リース債務	-	-	-	-	1,814
未払金	594,288	835,650	1,835,632	1,876,112	893,395
引当金	-	-	-	72,102	71,200
賞与引当金	-	-	-	61,225	58,871
法定福利費引当金	-	-	-	10,877	12,329
その他流動負債	6,692	10,366	11,334	11,092	7,978
繰延収益	-	-	-	1,256,292	1,206,268
長期前受金	-	-	-	2,106,013	2,105,274
収益化累計額	-	-	-	△849,721	△899,006
負債合計	2,932,538	2,961,692	3,763,082	7,566,399	6,227,844
(資本の部)					
資本金	30,276,481	30,287,270	30,631,613	27,546,940	28,500,622
自己資本金	26,424,080	26,841,903	27,546,940	-	-
借入資本金	3,852,401	3,445,366	3,084,673	-	-
企業債	3,852,401	3,445,366	3,084,673	-	-
剰余金	8,035,635	8,128,771	7,771,605	6,434,805	6,537,802
資本剰余金	2,095,327	2,146,202	2,140,046	8,683	8,683
国庫補助金	1,994,000	2,044,796	2,038,146	-	-
受贈財産評価額	82,941	83,020	83,515	13	13
その他資本剰余金	18,386	18,386	18,386	8,669	8,669
利益剰余金	5,958,309	5,982,569	5,631,559	6,426,122	6,529,119
減債積立金	306,248	365,189	244,482	129,215	511,348
利益積立金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
建設改良積立金	3,248,511	3,509,518	3,739,148	3,454,442	3,454,442
中小水力発電開発改良積立金	1,678,070	1,462,312	1,139,724	955,221	955,221
環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金	162,466	160,578	123,999	103,588	106,518
濁水準備積立金	-	-	-	-	333,271
当年度未処分利益剰余金	558,014	479,972	379,206	1,778,655	1,163,319
評価差額等	-	-	-	4,597,447	4,059,174
その他有価証券評価差額	-	-	-	4,597,447	4,059,174
資本合計	38,330,117	38,416,041	38,403,218	38,579,192	39,097,597
負債・資本合計	41,262,655	41,377,733	42,166,300	46,145,591	45,325,441

(3) 主な経営指標の推移

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
営業収支比率(%)	115.4	115.0	113.5	113.7	127.1
経常収支比率(%)	114.5	113.1	112.4	115.2	127.8
流動比率(%)	1,927.6	1,438.2	802.0	716.7	1,321.7
自己資本構成比率(%)	92.9	92.8	91.1	86.3	88.9
固定資産対長期資本比率(%)	73.0	72.1	67.8	68.3	64.5

(参考)

営業収支比率 = { (営業収益 + 附帯事業収益) ÷ (営業費用 + 附帯事業費用) } × 100

経常収支比率 = { (営業収益 + 附帯事業収益 + 財務収益 + 事業外収益) ÷ (営業費用 + 附帯事業費用 + 財務費用 + 事業外費用) } × 100

流動比率 = (流動資産 ÷ 流動負債) × 100

自己資本構成比率 = { (資本合計 + 繰延収益合計) ÷ 負債資本合計 } × 100

固定資産対長期資本比率 = { 固定資産 ÷ (固定負債 + 資本合計 + 繰延収益合計) } × 100

3. 他団体との比較(平成 26 年度地方公営企業年鑑より作成)

(1)施設の比較

項目		岩手県	秋田県	山形県
1. 出力	(1) 最大 (kW)	148,470	110,650	89,300
	(2) 常時 (kW)	18,849	13,160	13,000
2. 年間基準発電 電力量 (MWh)		566,315	451,843	297,312
3. 有効貯水量 (千m ³)		388,389	405,586	192,860
4. 年間発電 使用水量 (千m ³)		3,213,214	3,512,492	2,307,803
5. 年間発電電力量	(1) 販売 (MWh)	544,203	440,068	388,845
	(2) 自家用 (MWh)	19,209	9,135	-
	(3) 計 (MWh)	563,412	449,203	388,845
6. 年間電灯 電力料収入 (千円)		4,625,102	3,298,016	4,983,310
7. 料金収入内訳	(1) 定額制 (千円)	3,481,385	2,632,239	1,795,832
	(2) 従量制 (千円)	1,143,717	665,777	3,187,478
8. 契約料金構成比	(1) 定額制 (%)	74.7	79.4	81.3
	(2) 従量制 (%)	25.3	20.6	18.7
9. kWhあたり単価	(1) 実績 (円・銭)	8.50	7.49	12.82
	(2) 契約 (円・銭)	-	-	-
10. 職員数	(1) 損益勘定職員 (人)	117	86	100
	(2) 資本勘定職員 (人)	-	-	-
	(3) 計 (人)	117	86	100

(2)財務数値の比較

a. 損益計算書

単位：千円・%

科目	岩手県	秋田県	山形県
1. 総収益	5,130,123	3,758,613	6,878,183
(1) 営業収益	4,709,655	3,310,009	5,043,260
(2) 営業外収益	180,493	33,203	314,080
(3) 特別利益	239,975	415,401	1,520,843
2. 総費用	4,307,363	3,035,420	4,241,084
(1) 営業費用	4,143,694	2,695,628	2,841,423
(2) 営業外費用	99,667	109,187	115,491
(3) 特別損失	64,002	230,605	1,284,170
3. 経常利益	646,787	538,397	2,400,426
4. 経常損失(△)	-	-	-
5. 純利益	822,760	723,193	2,637,099
6. 純損失(△)	-	-	-
(金額)			
1. 職員給与費	987,645	711,518	867,436
2. 支払利息	98,373	102,179	84,023
3. 減価償却費	966,575	715,643	861,597
4. 光熱水費	12,931	13,026	5,509
5. 通信運搬費	36,042	4,376	21,152
6. 修繕費	982,366	624,850	359,249
7. 委託料	312,875	157,736	174,606
8. 市町村交付金	191,262	138,864	226,266
9. その他	565,192	336,623	353,822
10. 費用合計	4,153,261	2,804,815	2,956,914
(構成比)			
1. 職員給与費	23.8	25.4	29.3
2. 支払利息	2.4	3.6	2.8
3. 減価償却費	23.3	25.5	29.1
4. 光熱水費	0.3	0.5	0.2
5. 通信運搬費	0.9	0.2	0.7
6. 修繕費	23.7	22.3	12.1
7. 委託料	7.5	5.6	5.9
8. 市町村交付金	4.6	5.0	7.7
9. その他	13.6	12.0	12.0
10. 費用合計	100.0	100.0	100.0

b. 貸借対照表

単位：千円

科目	岩手県	秋田県	山形県
1. 固定資産	29,998,212	18,018,533	20,499,889
（1）有形固定資産	21,517,053	13,045,608	15,944,258
（2）無形固定資産	951,176	1,760,474	3,166,030
（3）投資その他の資産	7,529,984	3,212,451	1,389,601
2. 流動資産	16,147,378	6,686,661	15,062,459
（1）現金及び預金	14,483,984	6,364,832	13,810,287
（2）未収金及び未収収益	1,663,379	321,829	498,222
（3）貸倒引当金（△）	-	-	-
（4）貯蔵品	15	-	2,750
（5）短期有価証券	-	-	-
3. 繰延資産	-	-	-
4. 資産合計	46,145,591	24,705,194	35,562,348
5. 固定負債	4,057,170	2,651,328	2,981,017
（1）建設改良等の財源に 充てるための企業債	2,491,173	1,712,212	2,725,654
（2）その他の企業債	-	-	-
（3）建設改良等の財源に 充てるための長期借入金	-	-	-
（4）その他の長期借入金	-	-	-
（5）引当金	1,565,997	939,116	255,363
（6）リース債務	-	-	-
（7）その他	-	-	-
6. 流動負債	2,252,937	605,843	802,494
（1）建設改良等の財源に 充てるための企業債	293,631	389,023	296,297
（2）その他の企業債	-	-	-
（3）建設改良等の財源に 充てるための長期借入金	-	-	-
（4）その他の長期借入金	-	-	-
（5）引当金	72,102	81,238	55,371
（6）リース債務	-	-	-
（7）一時借入金	-	-	-
（8）未払金及び未払費用	1,876,112	133,829	435,338
（9）前受金及び前受収益	-	-	-
（10）その他	11,092	1,753	15,488
7. 繰延収益	1,256,292	478,467	7,562,301

科目	岩手県	秋田県	山形県
(1) 長期前受金	2,106,013	1,318,004	9,164,225
(2) 長期前受金収益化累計額(△)	△849,721	△839,537	△1,601,924
8. 負債合計	7,566,399	3,735,638	11,345,812
9. 資本金	27,546,940	17,286,820	18,044,959
10. 剰余金	6,434,805	3,674,419	6,131,843
(1) 資本剰余金	8,683	5,638	40,190
(2) 利益剰余金	6,426,122	3,668,781	6,091,653
当年度純利益	822,760	723,193	2,637,099
当年度純損失(△)	-	-	-
11. その他有価証券評価差額金	4,597,447	8,317	39,734
12. 資本合計	38,579,192	20,969,556	24,216,536
13. 負債資本合計	46,145,591	24,705,194	35,562,348
14. 累積欠損金	-	-	-
15. 不良債務	-	-	-
16. 実質資金不足額	-	-	-
17. 累積欠損金比率(%)	-	-	-
18. 不良債務比率(%)	-	-	-
19. 財務分析			
(1) 自己資本構成比率(%)	86.3	86.8	89.4
(2) 固定資産対長期資本比率(%)	68.3	74.8	59.0
(3) 流動比率(%)	716.7	1,103.7	1,877.0
(4) 総収支比率(%)	119.1	123.8	162.2
(5) 経常収支比率(%)	115.2	119.2	181.2
(6) 営業収支比率(%)	113.7	122.8	177.5
(7) 企業債償還額 対減価償却額比率(%)	31.0	67.9	35.1
(8) 料金収入に対する比率			
ア. 企業債償還元金(%)	6.5	14.7	6.1
イ. 企業債利息(%)	2.1	3.1	1.7
ウ. 企業債元利償還金(%)	8.6	17.8	7.7
エ. 職員給与費(%)	21.4	21.6	17.4

4. 第5次中期経営計画

第5次中期経営計画（平成28年度～平成31年度。以下「中期計画」という。）は、第4次中期経営計画（平成25年度～平成27年度）の取組を継続しつつ、「長期経営方針（※）」で示されている経営方針に沿って「長期経営方針」策定時に掲げた概ね10年後のありたい姿を実現していくための行動計画であるとともに、電力システム改革の進展をはじめとした経営環境の変化に的確に対応するための行動計画である。

※将来にわたって地域社会の発展と県民の福祉の向上に寄与するため、長期的な対応が求められる課題及びその解決に向けた取組の方向性を示すものとして、平成22年3月に策定された（平成22年度～平成31年度を対象期間とする）。

(1) 現状と経営目標

中期計画に記載されている、電気事業を取り巻く環境の変化と企業局での取組方針及び経営目標は以下のとおりである。

環境の変化	計画期間における取組	取組の方向性	経営目標
【電気事業】 ○新しいエネルギー基本計画等の決定 ○電力システム改革の進展 ○固定価格買取制度（FIT）の開始・見直し ○岩手県地球温暖化対策実行計画の策定・実施 【両事業に共通の事項】 ○復興の本格化及びふるさと振興への対応 ○地方公営企業会計制度の見直し ○施設設備の老朽化	電力システム改革への対応	◎ 県内への電力の安定供給を第一に適切に対応 ◎ 当面は発電事業を主体とし、総括原価方式の考え方により売電 ◎ 国等の動向を踏まえH30以降の売電方法を検討	○卸規制撤廃への対応 平成30・31年度の売電方法決定：H28～H29 平成32年度以降の売電方法決定：H28～H31 ○計画値同時同量制度導入への対応 集中監視制御システム改修：H28～H31
	信頼性の確保	電力の更なる安定供給を図るため ◎ 設備の更新・改良・修繕工事を計画的に実施 ◎ 施設の長寿命化や耐震化を計画的に推進	○電力供給量 H28：530,927MWh H29：575,488MWh H30：594,631MWh H31：601,886MWh ○発電施設等の耐震化率 H28：60% H29：65% H30：65% H31：75%
	経済性の確保	安定経営を維持し、長期間にわたって更新・改良を行うための資金を確保するため ◎ FIT活用や新規開発により安定的に収入を確保 ◎ 施設の修繕等において支出を平準化・効率化	○経常収支比率 H28：110% H29：121% H30：119% H31：119%
	新規開発	再生可能エネルギーによる電力自給率の目標達成に向け ◎ 風力発電及び水力発電の新規開発を推進	○高森高原風力発電所建設の推進 建設工事：H28.4～H29.10 運転開始：H29.11 ○築川発電所建設の推進 水利権申請・工事計画届出等：H28.4H～28.10 建設工事：H28.10～H32.3
	地域貢献	◎ 市町村等のクリーンエネルギー導入や環境保全活動への支援等を通じて地域社会へ貢献 ◎ 広報活動を積極的に展開	○地域貢献事業※による温室効果ガス排出量の削減 H28～H31CO2削減量：110t以上/年
	組織力の向上	◎ 電力システム改革や新規開発に対応するため組織体制を充実 ◎ 技術継承や幅広い知識の習得等を推進 ◎ リスクマネジメント、危機管理対策を充実	○専門研修受講者数 H28～H31：410人（延べ）/年

(2)収支計画

中期計画に記載されている、収支計画（平成28年度～平成31年度）は以下のとおりである。

単位：百万円

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計	
供給電力量（kWh）		530,927	575,488	594,631	601,886	2,302,932	
収益的 収支 （税抜）	収益	営業収益	4,652	4,684	4,663	4,674	18,673
		附帯事業収益	133	571	1,289	1,289	3,282
		その他	159	153	168	168	648
		（収益計）	4,944	5,408	6,120	6,131	22,603
	費用	人件費（退職金含む）	1,163	1,163	1,163	1,163	4,652
		修繕費	635	557	538	507	2,237
		委託費	469	302	428	412	1,611
		減価償却費	1,081	955	993	945	3,974
		支払利息	76	67	62	50	255
		附帯事業費用	107	468	985	1,118	2,678
		その他	972	965	965	965	3,867
	（費用計）	4,504	4,477	5,134	5,160	19,275	
	収支（経常損益）		440	931	986	971	3,328
資本的 収支 （税込）	収入	企業債	3,000	3,000	—	—	6,000
		長期貸付金償還金	426	786	269	49	1,530
		その他	58	32	22	22	134
		（収入計）	3,484	3,818	291	71	7,664
	支出	建設改良費	9,397	6,147	808	1,573	17,925
		企業債償還金	305	313	650	976	2,244
		その他	28	25	25	25	103
		（支出計）	9,730	6,485	1,483	2,574	20,272
収支差		▲6,246	▲2,667	▲1,192	▲2,503	▲12,608	
企業債残高		5,186	7,873	7,223	6,247		

Ⅲ 工業用水道事業

1. 事業の概要

工業用水道事業の概要は以下のとおりである。

(1)沿革

本県では、これまで工業の振興による雇用機会の拡大と県民所得の増大を図るため、工業開発については、内陸型工業地帯を形成することによって全県に波及効果を及ぼすことを目指してきた。このような中、本県の内陸工業地帯の一つである、北上市を中心とした北上中部地区は、鉄道及び道路網の結節点であるほか、高速交通網の整備に伴い、急速に都市化、工業化が進んでいった。工業用水道事業は、この地域の工業団地のうち、北上工業団地と岩手中部（金ヶ崎）工業団地等に工業用水を供給するため計画され、昭和53年度から北上中部工業用水道を北上工業団地に、昭和55年度から第二北上中部工業用水道を岩手中部（金ヶ崎）工業団地にそれぞれ給水を開始した。また、半導体企業の進出に伴い、濁度等の低いより良質な処理水を供給するため、北上中部工業用水道と第二北上中部工業用水道にそれぞれ急速ろ過施設を建設し、昭和59年度から給水を開始した。さらに、増加する北上工業団地の工業用水の需要に対応するため、平成4年度から第三北上中部工業用水道の給水を開始したが、さらなる安定供給能力向上に向けて、平成19年度に北上中部工業用水道と第三北上中部工業用水道を事業統合し、第一北上中部工業用水道と名称を変更した。その後、第二北上中部工業用水道では、用水型企業が立地しなかったことにより発生していた未売水の一部、日量35,000 m^3 の水利権を農業用水に転用した。

現在は、「第一北上中部工業用水道」と「第二北上中部工業用水道」の二つの事業により、工業用水を供給している。

(2)施設の状況

区分	第一北上中部 工業用水道		北上ろ過	第二北上中部 工業用水道	金ケ崎ろ過 (第1期)	金ケ崎ろ過 (第2期)
概要	北上工業団地内の立地企業に対し、一般水を供給する。		北上工業団地内の立地企業に対し、濁度等の低い、より良質の処理水であるろ過水を供給する設備を完備し、供給する。	岩手中部工業団地の立地企業に対し、一般水を供給する。	岩手中部工業団地の立地企業に対し、濁度等の低い、より良質な処理水であるろ過水を供給する設備を完備し、供給する。	
水源	北上川表流水、早池峰ダム			入畑ダム、早池峰ダム		
施設名	旧北上中部工業用水道	旧第三北上中部工業用水道	北上ろ過施設	第二北上中部工業用水道	金ケ崎ろ過施設(第1期)	金ケ崎ろ過施設(第2期)
所在地	北上市北工業団地			北上市相去町	金ケ崎町西根	
敷地面積	17,000 m ²	10,000 m ²	2,991 m ²	10,600 m ²	5,083 m ²	
取水量	40,100 m ³ /日			18,500 m ³ /日		
給水量	18,600 m ³ /日	18,693 m ³ /日	うち 8,000 m ³ /日	17,205 m ³ /日	うち 10,000 m ³ /日	うち 3,000 m ³ /日
給水開始	昭和 53 年 5 月 10 日	平成 4 年 4 月 1 日(一部) 平成 15 年 1 月 1 日(全部)	昭和 59 年 7 月 13 日	昭和 56 年 1 月 1 日(一部)	昭和 60 年 1 月 1 日	平成 4 年 10 月 1 日
給水区域	北上工業団地	北上工業団地	北上工業団地	岩手中部 (金ケ崎) 工業団地	岩手中部 (金ケ崎) 工業団地	岩手中部 (金ケ崎) 工業団地
建設費	1,084,276 千円	6,189,043 千円	522,653 千円	8,771,143 千円	615,500 千円	998,575 千円
建設期間	昭和 50 年度～ 昭和 53 年度	昭和 61 年度～ 平成 14 年度	昭和 58 年度～ 昭和 59 年度	昭和 52 年度～ 平成 15 年度	昭和 58 年度～ 昭和 59 年度	平成 2 年度～ 平成 4 年度

2. 経営の状況

(1) 損益計算書の推移

単位：千円

科目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
営業収益	962,289	967,885	901,741	850,626	844,820
給水収益	695,032	701,196	664,513	635,241	629,345
ろ過給水収益	264,998	264,487	235,079	213,302	213,455
営業雑収益	2,260	2,202	2,149	2,083	2,020
営業費用	741,645	617,778	709,539	678,181	730,265
工業用水道業務費	621,233	521,621	613,000	592,790	627,472
ろ過施設業務費	96,452	82,772	83,285	82,836	99,655
管理費	23,960	13,385	13,253	2,555	3,138
営業利益	220,644	350,107	192,203	172,445	114,555
財務収益	159	2,745	1,478	533	254
受取利息	159	2,745	1,478	533	254
事業外収益	11,654	3,558	5,507	40,080	87,858
長期前受金戻入	-	-	-	38,533	49,640
貸倒引当金戻入	-	-	-	-	851
雑収益	11,654	3,558	5,507	1,548	37,367
財務費用	97,968	88,319	75,598	68,234	62,504
支払利息	97,968	88,319	75,598	68,234	62,504
事業外費用	3	508	318	969	568
雑損失	3	508	318	969	568
経常利益	134,486	267,583	123,272	143,855	139,595
特別利益	-	-	-	-	7,146
その他特別利益	-	-	-	-	7,146
特別損失	-	893,365	-	62,393	-
固定資産売却損	-	792,864	-	-	-
その他特別損失	-	100,501	-	62,393	-
当年度純利益	134,486	△625,783	123,272	81,462	146,741
その他未処分利益剰余金変動額	-	-	-	-	110,258
前年度繰越利益剰余金	-	-	△118,660	28,796	-
当年度未処分利益剰余金	134,486	△625,783	4,611	110,258	256,999

(2)貸借対照表の推移

単位：千円

科目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
(資産の部)					
固定資産	13,083,962	9,754,621	9,941,082	8,820,317	8,848,122
有形固定資産	13,082,979	9,753,653	9,940,128	8,819,742	8,847,561
工業用水道設備	12,672,692	9,550,760	9,609,507	8,611,021	8,471,999
建設仮勘定	406,502	199,108	326,836	204,936	371,777
建設準備勘定	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785
無形固定資産	982	968	954	575	561
電話加入権	461	461	461	461	461
電気通信施設利用権	278	263	249	114	100
水道施設利用権	26	26	26	-	-
電気供給施設利用権	217	217	217	-	-
流動資産	2,438,277	1,702,640	1,315,664	738,489	902,995
現金預金	2,344,084	1,613,440	1,189,909	627,685	729,498
未収金	94,193	89,200	125,754	110,803	173,497
資産合計	15,522,239	11,457,262	11,256,745	9,558,806	9,751,117
(負債の部)					
固定負債	1,816,246	1,197,647	951,751	4,061,095	3,983,086
企業債	-	-	-	3,521,203	3,667,380
他会計借入金	1,763,586	1,134,987	879,789	427,571	229,029
引当金	52,660	62,660	71,962	112,321	86,677
退職給付引当金	22,993	32,993	42,295	82,653	57,009
修繕引当金	29,668	29,668	29,668	29,668	29,668
流動負債	2,308,910	305,770	315,902	652,016	826,304
企業債	-	-	-	329,732	316,823
他会計借入金	-	-	-	186,617	198,542
未払金	308,083	305,432	315,338	126,900	303,952
前受金	2,000,000	-	-	-	-
引当金	-	-	-	6,663	6,467
賞与引当金	-	-	-	5,659	5,372
法定福利費引当金	-	-	-	1,004	1,095
その他流動負債	827	338	564	2,104	520
繰延収益	-	-	-	1,583,044	1,533,404
長期前受金	-	-	-	2,850,279	2,828,083
収益化累計額	-	-	-	△1,267,235	△1,294,680
負債合計	4,125,156	1,503,417	1,267,653	6,296,155	6,342,794

科目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
(資本の部)					
資本金	7,225,530	7,129,292	7,086,246	3,104,132	3,104,132
自己資本金	2,969,647	3,027,425	3,104,132	-	-
借入資本金	4,255,883	4,101,866	3,982,113	-	-
企業債	4,255,883	4,101,866	3,982,113	-	-
剰余金					
資本剰余金	4,037,067	3,373,629	2,898,235	48,260	47,192
国庫補助金	3,894,439	3,231,000	2,755,607	-	-
受贈財産評価額	1,921	1,921	1,921	-	-
その他資本剰余金	140,708	140,708	140,708	48,260	47,192
利益剰余金	134,486	△549,076	4,611	110,258	256,999
減債積立金	-	76,707	-	-	-
当年度未処分利益剰余金	134,486	△625,783	4,611	110,258	256,999
剰余金合計	4,171,553	2,824,553	2,902,847	158,518	304,190
資本合計	11,397,083	9,953,845	9,989,092	3,262,651	3,408,323
負債資本合計	15,522,239	11,457,262	11,256,745	9,558,806	9,751,117

(3) 主な経営指標の推移

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
営業収支比率(%)	129.8	156.7	127.1	125.4	115.7
経常収支比率(%)	116.0	137.9	115.7	119.2	117.6
流動比率(%)	105.6	556.8	416.5	113.3	109.3
自己資本構成比率(%)	73.4	86.9	88.7	50.7	50.7
固定資産対長期資本比率(%)	99.0	87.5	90.9	99.0	99.1

(参考)

営業収支比率 = (営業収益 ÷ 営業費用) × 100

経常収支比率 = { (営業収益 + 財務収益 + 事業外収益) ÷ (営業費用 + 財務費用 + 事業外費用) }
× 100

流動比率 = (流動資産 ÷ 流動負債) × 100

自己資本構成比率 = { (資本合計 + 繰延収益合計) ÷ 負債資本合計 } × 100

固定資産対長期資本比率 = { 固定資産 ÷ (固定負債 + 資本合計 + 繰延収益合計) } × 100

3. 他団体との比較(平成 26 年度地方公営企業年鑑より作成)

(1)施設の比較

項目	岩手県	青森県	秋田県
1. 給水先事業所数	18	12	27
2. 建設事業費			
(1) 総事業費			
計画 (A) (千円)	12,414,075	722,059	-
実績 (千円)	18,181,193	2,352,668	7,659,993
同上財源			
(ア) 国庫補助金			
計画 (千円)	2,879,000	-	-
実績 (千円)	4,207,736	-	1,552,256
(イ) 企業債			
計画 (千円)	9,511,000	690,000	-
実績 (千円)	13,353,000	2,284,000	5,115,000
(ウ) 他会計繰入金			
計画 (千円)	14,612	-	-
実績 (千円)	336,540	-	-
(エ) その他			
計画 (千円)	9,463	32,059	-
実績 (千円)	283,917	68,668	992,737
(2) 補助対象事業費			
計画 (千円)	9,600,000	-	-
実績 (千円)	14,033,630	-	4,770,043
(3) 基準料金 (円/m ³)	90.00	-	28.00
(4) 妥当投資額 (B)	5,201,864	-	11,224,879
(5) 妥当割率 (A) - (B) / (A) ×100 (%)	58.1	100.0	-
3. 施設及び業務			
(1) 水源の種類(※)			14
(2) 取水能力 (m ³ /日)	58,600	377,500	210,000
(3) 水利権 (m ³ /日)	58,600	375,000	210,000
(4) 導水管延長 (m) (a)	2,142	1,443	287
(5) 送水管延長 (m) (b)	6,944	-	12,238
(6) 配水管延長 (m) (c)	7,988	24,057	14,603
(7) 導送配水管延長 (m) (a+b+c)	17,074	25,500	27,128
(8) 道送配水ポンプ設置数	39	14	10
(9) 浄水場設置数	5	-	1
(10) 配水池設置数	11	1	2
(11) 配水能力 (m ³ /日)			

項目	岩手県	青森県	秋田県
計画	54,498	355,000	200,000
現在 (C)	54,498	352,500	200,000
(12) 年間総配水量 (千 m ³) (D)	7,466	109,959	50,120
(13) 一日平均配水量 (m ³) (E)	20,457	301,259	137,315
(14) 契約水量 (m ³ /日) (F)	38,431	314,410	154,318
(15) 有収水量 (千 m ³)			
計量分 (G)	7,466	104,564	50,120
料金算定分 (H)	14,286	116,455	56,509
(16) 施設利用率 (E/C) × 100 (%)	37.5	85.5	68.7
(17) 有収率 (G/D) × 100 (%)	100.0	95.1	100.0
(18) 契約率 (F/C) × 100 (%)	70.5	89.2	77.2

(2)財務数値の比較

a. 損益計算書

単位：千円・%

項目	岩手県	青森県	秋田県
1. 総収益(A)	891,239	965,890	940,058
(1) 営業収益(B)	851,499	879,313	873,819
(2) 営業外収益(C)	39,740	5,100	66,239
(3) 特別利益(D)	-	81,477	-
2. 総費用(E)	809,777	759,289	798,981
(1) 営業費用(F)	678,181	685,647	729,772
(2) 営業外費用(G)	69,203	73,642	45,223
(3) 特別損失(H)	62,393	-	23,986
3. 経常利益又は経常損失 (B+C)-(F+G)	143,855	125,124	165,063
4. 当年度純利益又は純損失(A-E)	81,462	206,601	141,077
5. 当年度未処分利益剰余金 (又は当 年度未処理欠損金)	110,258	484,660	355,209
6. 経常収支比率{(B+C)/(F+G)} × 100(%)	119.2	116.5	121.3
7. 総収支比率 (A/E) × 100(%)	110.1	127.2	117.7

b. 貸借対照表

単位：千円

科目	岩手県	青森県	秋田県
1. 固定資産	8,820,317	3,896,684	18,171,083
（1）有形固定資産	8,819,742	3,895,903	16,635,755
（2）無形固定資産	575	781	1,435,328
（3）投資その他の資産	-	-	100,000
2. 流動資産	738,489	2,757,986	1,303,685
（1）現金及び預金	627,685	2,667,578	1,223,411
（2）未収金及び未収収益	110,804	80,426	80,274
（3）貸倒引当金（△）	-	-	-
（4）貯蔵品	-	9,982	-
（5）短期有価証券	-	-	-
3. 繰延資産	-	-	-
4. 資産合計	9,558,806	6,654,670	19,474,768
5. 固定負債	4,061,095	1,133,876	2,702,735
（1）建設改良等の財源に 充てるための企業債	3,521,203	866,028	2,039,352
（2）その他の企業債	-	-	-
（3）建設改良等の財源に 充てるための長期借入金	-	-	400,000
（4）その他の長期借入金	427,571	43,415	-
（5）引当金	112,321	224,433	263,383
（6）リース債務	-	-	-
（7）その他	-	-	-
6. 流動負債	652,016	176,359	251,125
（1）建設改良等の財源に 充てるための企業債	329,732	96,632	220,013
（2）その他の企業債	-	-	-
（3）建設改良等の財源に 充てるための長期借入金	-	-	-
（4）その他の長期借入金	186,617	-	-
（5）引当金	6,663	11,302	4,856
（6）リース債務	-	-	-
（7）一時借入金	-	-	-
（8）未払金及び未払費用	126,900	66,754	26,163
（9）前受金及び前受収益	-	-	-
（10）その他	2,104	1,671	93
7. 繰延収益	1,583,044	42,568	10,464,935

科目	岩手県	青森県	秋田県
(1) 長期前受金	2,850,279	120,059	12,473,470
(2) 長期前受金収益化累計額(△)	1,267,235	77,491	2,008,535
8. 負債合計	6,296,155	1,352,803	13,418,795
9. 資本金	3,104,133	4,263,654	4,945,274
10. 剰余金	158,518	1,038,213	1,110,699
(1) 資本剰余金	48,260	183	755,490
(2) 利益剰余金	110,258	1,038,030	355,209
うち当年度純利益	81,462	206,601	141,077
うち当年度純損失(△)	-	-	-
11. その他有価証券評価差額金	-	-	-
12. 資本合計	3,262,651	5,301,867	6,055,973
13. 負債・資本合計	9,558,806	6,654,670	19,474,768

4. 第5次中期経営計画

中期計画の位置付けについては、P21 参照

(1) 現状と経営目標

中期計画に記載されている、工業用水道事業を取り巻く環境の変化と企業局での取組方針及び経営目標は以下のとおりである。

環境の変化	計画期間における取組	取組の方向性	経営目標
【工業用水道事業】 ○ユーザー企業の動向 ○基準料金制度の廃止等 【両事業に共通の事項】 ○復興の本格化及びふるさと振興への対応 ○地方公営企業会計制度の見直し ○施設設備の老朽化	信頼性の確保	ユーザー企業が必要とする良質な工業用水の安定供給を図るため ◎ 設備の更新・改良・修繕工事を計画的に実施 ◎ 送配水管の老朽化対策と耐震化を推進	○基本料金算定水量 H28 : 14,304千m ³ H29 : 14,304千m ³ H30 : 15,764千m ³ H31 : 15,807千m ³ ○配管耐震化率 H28 : 59% H29 : 60% H30 : 60% H31 : 60%
	経済性の確保	経営基盤を強化し、本格化する施設や配管の更新・改良のための資金を確保するため ◎ 契約水量の維持・増量へ向けた取組等により収入を確保 ◎ 業務の効率化等により支出を節減	○経常収支比率 H28 : 102% H29 : 104% H30 : 103% H31 : 107%
	地域貢献	◎ 市町村等のクリーンエネルギー導入や環境保全活動への支援等を通じて地域社会へ貢献 ◎ 広報活動を積極的に展開	○地域貢献事業※による温室効果ガス排出量の削減 H28～H31CO2削減量 : 110t以上/年
	組織力の向上	◎ 電力システム改革や新規開発に対応するため組織体制を充実 ◎ 技術継承や幅広い知識の習得等を推進 ◎ リスクマネジメント、危機管理対策を充実	○専門研修受講者数 H28～H31 : 410人(延べ)/年

(2) 収支計画

中期計画に記載されている、収支計画（平成28年度～平成31年度）は以下のとおりである。

単位：百万円

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計	
契約水量（m ³ /日）		39,231	39,231	43,231	43,231	164,924	
実給水量（千m ³ /年）		7,482	7,482	8,175	8,198	31,337	
収益的 収支 （税抜）	収益	営業収益	839	839	955	958	3,591
		その他	74	70	37	37	218
		（収益計）	913	909	992	995	3,809
	費用	人件費	95	84	84	84	347
		修繕費	104	94	109	87	394
		委託費	145	166	181	138	630
		減価償却費	308	308	336	352	1,304
		支払利息	65	63	69	77	274
		その他	182	159	180	191	712
		（費用計）	899	874	959	929	3,661
収支（経常損益）		14	35	33	66	148	
資本的 収支 （税込）	収入	企業債	669	581	636	517	2,403
		その他	—	—	—	—	—
		（収入計）	669	581	636	517	2,403
	支出	建設改良費	669	581	636	517	2,403
		企業債償還金	318	301	284	267	1,170
		他会計借入金償還金	199	86	69	49	403
		その他	2	—	—	—	2
		（支出計）	1,188	968	990	833	3,979
	収支差		▲519	▲387	▲354	▲316	▲1,576
	企業債残高		4,373	4,652	5,004	5,254	
他会計長期借入金残高		229	143	74	25		

第3 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

監査結果(指摘)及び監査意見の要約(タイトル)

		項目	指摘又は意見の項目名	指摘 又は意見
個別 検出 事項	電気事業	収入事務・債 権管理事務	発電月報の記載内容	意見
			滞留債権の貸借対照表上の表示区分	意見
			取引先の与信管理	意見
		契約事務	特命随意契約とすることの合理性	意見
			特命随意契約項目についての相見積りの要否	意見
			過年度に随意契約を結んだ業務の更新時に入札を検討することの要否	意見
		固定資産 管理事務	固定資産台帳と貸借対照表の不一致	指摘 意見
		財務諸表と 会計処理	特別修繕引当金の計上	指摘
			建設準備勘定の資産性	意見 指摘
	雑収益に計上されている積立金の取崩額		指摘	
	第5次中期 経営計画	ダム使用权に関する修繕・改良計画	意見	
		収支計画策定に関する留意事項	意見	
	工業用水道 事業	収入事務・債 権管理事務	滞留債権の管理	指摘
			契約事務	予定価格積算方法
固定資産 管理事務		電気事業への行政財産の使用許可	指摘	
財務諸表と 会計処理		長期前受金収益化累計額の計上額における会計システムの不具合	指摘	
		有形固定資産の表示方法	意見	
第5次中期 経営計画	収支計画策定に関する留意事項	意見		
共通事項	人事管理	本庁管理部門人件費の工業用水道事業への配賦	意見	

	項目	指摘又は意見の項目名	指摘 又は意見
	事務	電気事業人件費の事業別セグメントへの配賦	意見
		退職金の負担	意見
	財務諸表と 会計処理	譲渡性預金の表示	意見
		減損会計にかかる減損の兆候の検討手続	指摘
		償却資産及び長期前受金の償却等限度額到達後の償却	意見
		修繕引当金の計上	指摘 意見
	第5次中期 経営計画	計画管理指標の開示	意見
		建設改良計画策定のための耐用年数の考え方	意見
	組織体制の 合理化・規模 の適正化	人員体制の適正化の必要性	意見
	持続可能な事業 とするための県 の課題	電気事業	施設別セグメント情報の把握
不透明要素を勘案したシミュレーションの実施（経営戦略の多様化）			意見
工業用水道 事業		増収策の強化	意見
		他団体との連携の可能性検討	意見
共通事項		財務報告に係る内部統制の整備運用	意見

I. 監査日程と実地監査場所

1. 実地監査日程

事業所等名 年月日	本庁		事業所			発電所
	電気	工業用水道	施設総合管理所	県南施設管理所		
			電気	電気	工業用水道	電気
2016/7/19(火)	○	○				
2016/7/20(水)	○	○				
2016/7/21(木)	○	○		○		○
2016/7/22(金)	○	○		○	○	
2016/7/25(月)	○	○				
2016/7/26(火)	○	○				
2016/7/27(水)	○	○	○			
2016/7/28(木)						
2016/7/29(金)	○	○				
2016/8/18(木)	○	○				
2016/8/19(金)	○	○				
2016/10/13(木)	○	○				

○が実地監査日である。

2. 実地監査場所

事業所等名 事務名	本庁		事業所			発電所
	電気	工業用水道	施設総合管理所	県南施設管理所		
			電気	電気	工業用水道	電気
収入・債権管理	○	○				
契約	○	○	○	○	○	
人事管理	○	○				
固定資産管理	○	○	○	○	○	○
財務諸表と会計処理	○	○				
中期計画	○	○				

○が監査の対象とした事務の実地監査場所である。

II. 監査手続

監査手続の概要は以下のとおりである。

着眼点	監査手続
収入・債権管理	(1) 料金収入積算の妥当性 (2) 債権管理事務の適切性 (3) その他収入の内容分析と会計記録の適切性
契約	(1) 請負・委託等契約事務の妥当性（有効性、経済性） (2) その他経費支出の内容分析と会計記録の適切性
人事管理	(1) 人件費の事業及びセグメントへの配分の妥当性 (2) 人件費（臨時職員等）の給与計算の適切性 (3) 特殊勤務手当の内容分析 (4) 退職金の事業及びセグメント、一般会計との負担関係の適切性
固定資産管理	(1) 固定資産台帳の整備状況の把握 (2) 現物管理の適切性 (3) 仮勘定の内容分析と会計記録の適切性 (4) 遊休資産の検討
財務諸表と会計処理	(1) 新会計基準の適用状況の検討 (2) 開示書類の妥当性
中期計画	(1) 計画対実績比較分析 (2) 経営戦略策定に当たっての留意点 (3) アセットマネジメントシミュレーション内容の適切性
組織体制	(1) 人員体制と事業規模の把握

Ⅲ. 監査結果(個別検出事項)

監査手続きを実施した結果、個別に検出した事項は以下のとおりである。

1. 電気事業

(1) 収入事務・債権管理事務

① 電力料について

平成 27 年度岩手県電気事業損益計算書における営業収益のうち電力料の計上額は 4,629,417 千円であった。このうちの大部分が電力受給契約に基づき、東北電力株式会社に対して電力を供給したことによる収益である。

平成 27 年度の電力料月別計上額は以下のとおりである。

年	月	計上額 (千円)	
平成27年	4	449,542	
	5	427,581	
	6	382,375	
	7	367,435	
	8	367,172	
	9	350,848	
	10	358,779	
	11	363,787	
	12	389,116	
	平成28年	1	373,814
		2	386,587
		3	408,224
合計		4,625,261	
特定供給		4,156	
収益計上額		4,629,417	

i) 発電月報の記載内容

資源エネルギー庁が行う電力調査統計の基礎データとして電気事業者は毎月発電月報を提出する義務がある。企業局は、平成 22 年度から平成 27 年度までは、提出義務のある電気事業者ではないが、東北経済産業局資源エネルギー環境部の求めに応じて、参考として毎月発電月報提出の伺いを立て、上長の承認を経た上で提出を行っている。

【現状の問題点 (意見)】

発電月報の送受電力料の記載に誤りがあった。

発電月報の数値は岩洞第一発電所を除き、発電所の集中監視制御システムから出力される月報から発電月報集計用紙に数値が転記され、さらにそこから発電月報に数値が転記されることで作成される。この転記は自動ではなく手動で行われる。また、岩洞第一発電所の数値に

については、一部、電源開発株式会社に送電線の使用をさせているため、全体の送受電量から、電源開発株式会社が使用した分の発電量を控除して数値を算出する必要があり、これも手計算で実施している。提出伺の際、上長承認を必要とするが、上長は計算の正確性等のチェックまでは行っておらず、更に伺を立てる以前に担当者レベルでのダブルチェック等も実施していなかった。その結果、平成 26 年 9 月度から誤った報告がなされていたものである。記載誤りの発生を防止する内部統制（内部統制に関しては P81 参照）が導入されていなかったことが問題といえる。

今後は、記載誤りがないよう、適切な内部統制を整備し、厳密に運用する必要がある。

②電気事業にかかる日本ロジテック協同組合（以下「組合」という。）に対する滞留債権

i) 滞留債権の貸借対照表上の表示区分

平成 27 年度に発生した組合への債権（相去太陽光発電所未納分電力量料金に係る債権）については、組合が平成 28 年 4 月 15 日に破産手続の開始が行われていることから、債権金額 14,840,866 円から契約保証金として回収した 3,480,000 円を控除した残額 11,360,866 円を個別貸倒引当金として計上している。ただし、個別貸倒引当金の対象となった債権自体については未収金に含まれたままとなっている。

【現状の問題点（意見）】

地方公営企業施行規則第 5 条（資産勘定の区分）第 2 項第 3 号には以下の記述がある。

三	次に掲げる資産 投資その他の資産
イ	投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）
ロ	出資金
ハ	長期貸付金
ニ	基金
ホ	長期前払消費税
へ	<u>破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（以下この条において「破産更生債権等」という。）であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの</u>
ト	その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
チ	有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

組合が平成 28 年 4 月 15 日に破産手続を開始したことを、企業局は平成 27 年度決算の後発事象として認識し、回収不能見込額を個別貸倒引当金に計上したが、一方で貸借対照表の債権の表示科目については、破産債権等として認識することなく未収金に含めたままの表示としていた。破産手続により、当該債権の大部分が回収不能となるとの判断のもと、後発事象として、損益計算上は必要な引当金を計上し適切な会計処理をしていたのであるから、貸借対照表の債権の表示科目についても、破産債権等として認識する必要があったと考える。

ii)取引先の与信管理

組合への営業債権が滞留し、結果として破産手続を開始している状況を受けて、企業局において取引先の与信管理について担当者にヒアリングを実施したところ、組合の財務状況について、決算書を入手するなどして、可能な限り財務状況を把握していた旨の回答を得た。

【現状の問題点（意見）】

組合の破産申立てのお知らせに記載の理由によると、「～資金繰りに窮するようになり、各地域電力会社への買掛金の支払いに遅延が発生しました。平成27年8月に行った小売電気事業者登録の申請手続においても、当組合の財務の脆弱性を問題視され、提示された条件を充足することができなかつた～。(抜粋)」との記載がされている。

もちろん、取引先の財務状況を確認していれば、完全に債権保全できるとは必ずしもいえないものの、より早期に組合の財政状況の悪化の兆候を把握し、取引停止や取引保証金の履行等の対応をするための手続きとして、企業局の現行の与信管理が十分であったといえるかが疑問である。

今後、電力の自由化が進み、東北電力株式会社以外の様々な一般事業者への電力の販売が行われる可能性も否定できないため、取引先の与信管理に係る内部統制（内部統制に関してはP81参照）をあらためて見直す必要があると考える。

(2)契約事務

電気事業の業務に係る主な契約は「工事」と「委託」に係るものである。平成27年度における契約のうち、監査対象とした契約は以下のとおりである。

契約内容	所管	契約方法	事業名	契約期間	当初契約額	最終契約額
工事	本庁	特命随意契約	御所発電所コントロールセンター等 屋内機器更新工事	H28.1.20～	156,600,000	156,600,000
	本庁	特命随意契約	岩洞第一発電所1・2号水車発電機 分解点検補修ほか改良工事	H27.7.7～	756,000,000	782,740,800
	県南	随意契約	胆沢第二発電所堰堤制水門シーブカ パー補修工事	H27.10.8～H28.3.30	4,104,000	5,585,760
委託	本庁	随意契約	岩洞第一発電所維持管理他業務委託	H27.4.1～H28.3.31	70,092,000	62,595,720
	本庁	条件付一般競争入札	和賀川水系水力発電計画検討業務委託	H27.11.5～H28.3.15	10,800,000	10,800,000
	総管	条件付一般競争入札	梁川地点水力発電計画実施設計業務 委託	H27.7.15～H28.8.31	26,535,600	30,510,000
	総管	特命随意契約	逆川連絡線 鉄塔巡視点検業務委託	H27.6.17～H28.2.26	11,880,000	11,175,840
	本庁	特命随意契約	企業局会計システム運営保守業務	H27.2.1～H28.1.31	6,246,720	7,380,720
	総管	特命随意契約	稲庭高原風力発電所定期点検等保守 管理業務委託	H27.4.1～H28.3.31	9,342,000	12,394,080
	県南	特命随意契約	相去太陽光発電所保守管理等業務委託 契約	H27.4.1～H28.3.31	3,996,000	3,651,480

①特命随意契約とすることの合理性

「相去太陽光発電所保守管理等業務委託契約」については、特命随意契約により委託先を選定している。

【現状の問題点（意見）】

この点、企業局の説明によると、本件業務は、他の業者でも実施可能な業務を含んでいると認識しているものの、発電所敷設工事の瑕疵担保期間であるため、何らかの瑕疵があった場合の便宜を優先し、施工業者と同じ業者と特命随意契約を行ったとのことであった。

瑕疵担保責任は、売買契約等の目的物（宅地または建物）に、契約の締結当時に既に欠陥（隠れた瑕疵）があった場合、売主が買主に対して負う責任のことであり、売主は、瑕疵の修復をしたり、損害が発生した場合に損害金を支払う責任を負うものである。確かに、本業務契約の相手方が、施行業者（売主）と同一である場合、何らかの瑕疵があった場合の対応がスムーズであり、便宜上の観点からは、本件相手方との契約が望ましいとの県の見解に一定の理解は示せるものの、一方で競争性を排除してまで本件相手方との特命随意契約とすることは疑問である。

瑕疵担保期間であることを理由に特命随意契約とすることが、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当すると言えるかを十分に吟味する必要がある。

②特命随意契約項目についての相見積りの要否

企業局会計システムの機能の良好な状態を維持するため、企業局は当該システム運営保守業務を外部に委託している。そして、この業務はそもそも当該システムの開発業者以外には実施出来ず、委託先の競争入札には適さないものとして、1 社との特命随意契約を結んでいる（地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号）。

【現状の問題点（意見）】

確かにそもそもの開発業者が当該システムに精通しており、他業者で見積りを取った場合には、派遣される技術者の増加等の要因で、開発業者よりも経費が増大するであろうことは予測される。

しかし、本当に開発業者しか知りえないコアな特許部分等については開発業者に委託し、他の軽易な保守運営については他業者の見積り合わせを行うなど、業務を分解し、より経済的な発注を行えるかどうかについて検討すべきである。現に過年度に総管システムにおいて、既存業者よりも他の業者に対して一般競争入札により安価に発注出来たという実績があるほか、工業用水道事業の第一北上中部工業用水道（第三工水）監視制御装置更新ほか工事においては、システムを中央の監視制御装置と現場 S Q C 装置に区分し、全てを既存業者に委託するほか、区分ごとに他の業者に委託する案での見積り合わせも実施していた。随意契約には競争原理が働きにくく、委託価格が高止まりする可能性がある。競争原理を働かせ、経済的な業務運営ができるよう、常に配慮が求められる。

③過年度に随意契約を結んだ業務の更新時に入札を検討することの要否

岩洞第一発電所維持管理他業務（岩洞第一発電所、胆沢第二発電所及び仙人発電所）については、他の発電所が一般競争入札により業務委託先を選定している一方で、特定の相手先と随意契約を結んでいる。

【現状の問題点（意見）】

随意契約を結んでいる理由は、本件業務の対象となっている3発電所は、発電出力も大きく企業局における主要な発電施設等と位置付けており、不測の事態が発生した場合の迅速な対応や発電停止に至る前段階での対応など、迅速・適切な維持管理が求められること、発電施設等の建設は昭和30年代と古く、毎日の巡回点検が必要であり、その維持管理には、専門的知識と技術などを有するとともに、発電施設や設備等を熟知していることが必要であること、当該発電施設等では、見学者も随時受け入れており、年間多くの県民が見学や学習に訪れており、対応する職員はより専門性を求められるほか、見学者の安全確保などにも熟知していることが求められることなど、業務が多岐にわたり、同社でなければ管理が難しいとのことであった。

一方で、本件業務委託事項のうち、巡視、草刈り及び除雪は各々別の専門業者に委託すること等により、現状の70,092千円という委託価格を節減する方法がないか、検討する余地があると思われる。

本件業務全体が、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当すると言えるかを十分に吟味する必要がある。

(3) 固定資産管理事務

① 固定資産台帳と貸借対照表の不一致

平成27年度貸借対照表における固定資産の金額及び固定資産台帳の金額は下表のとおりとなっている。決算書で開示されている固定資産の帳簿金額と固定資産台帳で管理されている帳簿金額に乖離が生じている。

単位：円

勘定科目	貸借対照表	固定資産台帳	差 額
有形固定資産			
水力発電設備	18,987,833,196	18,997,717,150	△9,883,954
業務設備	228,727,464	1,516,784,960	△1,288,057,496
附帯事業固定資産	710,414,056	710,414,056	—
合計	19,926,974,716	21,224,916,166	△1,297,941,450
無形固定資産			
電話加入権	6,467,283	5,061,507	1,405,776
電気通信施設利用権	755,601	693,551	62,050
ダム使用権	887,646,415	887,646,415	—
電気供給施設利用権	2,677,587	2,677,587	—
水利権	15,466,025	15,466,025	—
水道施設利用権	163,650	163,650	—
地役権	6,824,783	6,824,783	—
借地権	225,740	225,740	—
合計	920,227,084	918,759,258	1,467,826

特に乖離が大きい項目は水力発電設備及び業務設備であるが、これらの乖離が生じた主な原因は次の4つである。

① 以前運営していた観光施設事業に係る資産の移管誤り

固定資産台帳において、業務設備の中に含まれている土地の残高がマイナスとなっている資産がある。マイナス計上されている土地は総額で46,865,712円であるが、これは以前企業局が運営していた事業である観光施設事業を昭和53年度に閉鎖した際に残余資産の一部を電気事業へ移管した際に計上されたものである。資産の移管以来継続して台帳に登録されており、以後現在まで修正されずに繰り越されてきた。

② 固定資産台帳上の資産売却反映漏れ

業務設備に分類されている土地（総額1,417,009,318円）について、平成17年度においてすでに売却済みであるが、固定資産台帳上売却処理がなされていなかった。会計上は売却を反映した固定資産の帳簿価額を引き継いでいるが、固定資産台帳は売却処理をしないまま繰り越されてきたため、結果として決算書の帳簿価額と固定資産台帳の帳簿価額との間に大幅な乖離が生じている。

③ 固定資産台帳のシステム・エラー

業務設備に計上されている庁舎使用権につき、会計システムでの帳簿価額は0円であるが、固定資産台帳上は帳簿価額△74,430,070円で計上されている。該当資産については、固定資産台帳を資産ごとに出力した場合には0円で出力されるにもかかわらず、固定資産台帳を一覧形式で出力するとマイナス計上されるというシステム不整合が生じている。

④ その他

企業局において、固定資産へ計上する金額基準は1件あたり10万円以上の資産と定めている。しかし、固定資産台帳には10万円未満の資産も複数登録されており、これが会計システムでの固定資産帳簿価額と固定資産台帳を相違させる一因となっている。

【現状の問題点（指摘）】

固定資産台帳は、貸借対照表に計上される固定資産の内訳簿（補助簿）としての位置付けであり、保有する資産の状況（数量情報、金額情報、位置情報、用途構造に関する情報等）を明らかにし、固定資産の維持管理や更新投資に関する有用な情報を提供する重要な帳簿書類であるため、常に正確な記載が求められる。

上記①から④のいずれについても、固定資産台帳の不備が発見されていることから、適切に固定資産台帳を修正することが不可欠である。

【現状の問題点（意見）】

一方で、固定資産台帳を適切に更新し、定期的にチェックしていれば、いずれの不備も防止することができたと考えられることから、以下の観点で、固定資産台帳の更新等に関する内部統制（内部統制に関してはP81参照）を整備運用する必要があると考える。

- 固定資産台帳の更新等に関するルールを明確にする（取得、除却、売却、移動が発生した場合、適時適切に固定資産台帳を更新するためのルール）。
- 定期的に固定資産台帳の登録資産と現物資産の照合を行う。
- 定期的に固定資産台帳の内容を通査し、登録資産の金額・数量等に異常が生じていないか、固定資産として登録すべきではない資産が含まれていないかチェックを行う。
- 定期的に会計システムで把握している固定資産の帳簿価額と固定資産台帳へ登録されている資産の帳簿価額の一致を確認する。

(4)財務諸表と会計処理

①特別修繕引当金の計上

特別修繕引当金とは、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいい、法令上の義務がある等、修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上することができる。

電気事業者は電気事業および電気工作物の保安の確保について定められている電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)の適用を受け、企業局においても、「企業局電気工作物保安規程」及び「発電所保守要則」を定めて法令に対応している。中でも、発電機については、10年から13年周期で内部点検(オーバーホール)が必要となっている。

【現状の問題点（指摘）】

引当金を計上すべき4つの要件は以下のとおりである。

- ・ 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む）であること
- ・ その発生が当該事業年度以前の事象に起因すること
- ・ 発生の可能性が高いこと
- ・ その金額を合理的に見積もることができること

当該内部点検(オーバーホール)は、当期以前に発電機を使用することによって発生した磨耗等の事象を起因とするものであり、将来にその修繕費が発生することが確実である。また、過去の実績等により要する費用も概ね合理的に見積もることが可能である。したがって、引当金を計上すべき要件を満たしており、特別修繕引当金の計上が必要であるが、企業局では、計上すべき特別修繕引当金の額を算定していなかった。

特別修繕引当金の額を適切に見積もり、決算書に反映する必要がある。

なお、過去の実績及び将来計画を基に、包括外部監査人が必要となる特別修繕引当金を試算した。試算の前提と試算結果は以下のとおりである。

■試算の前提

まず、内部点検(オーバーホール)の頻度であるが、「発電所保守要則」に基づくと各施設毎に

以下のように定められている。

(発電所保守要則 別表第2 定期的な点検及び検査の項目 抜粋)

県南施設管理所						
胆沢第二 発電所	仙人 発電所	入畑 発電所	早池峰 発電所	胆沢第四 発電所	胆沢第三 発電所	
12年に1回	10年に1回	10年に1回	12年に1回	必要の都度	12年に1回	
施設総合管理所						
岩洞第一 発電所	岩洞第二 発電所	四十四田 発電所	御所 発電所	滝 発電所	北ノ又 発電所	北ノ又第二 発電所
10年に1回	12年に1回	10年に1回	10年に1回	13年に1回	12年に1回	12年に1回
施設総合管理所						
松川 発電所	柏台 発電所	北ノ又第三 発電所				
13年に1回	12年に1回	必要の都度				

上記の点検頻度と企業局が策定している「平成27年度 電気事業年度別実施計画書(10ヵ年計画)」に記載している、内部点検(オーバーホール)の実施年度及び実施予算額を集計したものが次ページの表である。

対象発電所	点検対象資産	点検頻度	点検対象年度												合計	1年 当たり 繰入額
			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39		
胆沢第二発電所	発電機	12年				100									100	8
仙人発電所	1号発電機	10年								200					200	20
仙人発電所	2号発電機	10年									200				200	20
入畑発電所	発電機	10年			136										136	14
早池峰発電所	発電機	12年							100						100	8
胆沢第三発電所	発電機	12年											110		110	9
胆沢第四発電所	発電機	12年									17				17	1
岩洞第一発電所	1号発電機	10年	329												329	33
岩洞第一発電所	2号発電機	10年										283			283	28
岩洞第二発電所	発電機	12年										200			200	17
四十四田発電所	発電機	10年									513				513	51
御所発電所	1号発電機	10年									206				206	21
御所発電所	2号発電機	10年								206					206	21
滝発電所	発電機	13年		85											85	7
北ノ又発電所	発電機	12年										305			305	25
北ノ又第二発電所	発電機	12年									185				185	15
松川発電所	発電機	13年						92							92	7
柏台発電所	発電機	12年												237	237	20
北ノ又第三発電所	発電機	10年					11								11	1
		10年計	329	0	136	0	11	0	200	406	719	283	0	0	2,084	208
		12年計	0	0	0	100	0	100	0	0	202	505	110	237	1,254	104
		13年計	0	85	0	0	0	92	0	0	0	0	0	0	177	14
		合計	329	85	136	100	11	192	200	406	921	788	110	237	3,515	326

※「平成27年度 年度別事業実施計画書（10ヵ年計画）」、「発電所保守要則」に基づき作成

表は、各施設が、どの年度に、いくらの予算で内部点検(オーバーホール)を実施するかを示しているものである。特別修繕引当金は、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金であることから、大修繕が発生する年度に必要な額が全て引き当てられるように、毎期均等に引当金に繰り入れる会計処理を行う必要がある。具体例として、平成 27 年度における胆沢第二発電所の特別修繕引当金を計算すると以下のようなになる。

修繕予算額：100,000,000 円
内部点検(オーバーホール)頻度：12年に1回
1年当たり引当金繰入額：100,000,000 円÷12年=8,333,333 円
平成 27 年度要引当金計上額：8,333,333 円×8年=66,666,666 円(前回点検から8年間経過)

上記の計算を全施設について実施した結果が以下のとおりである。新会計基準への移行初年度である平成 26 年度の要引当金額も合わせて計算した。

■試算結果

要引当金計上額の計算結果

単位：百万円

対象発電所	H26	H27
胆沢第二発電所	58	67
仙人発電所	40	60
仙人発電所	20	40
入畑発電所	82	95
早池峰発電所	42	50
胆沢第三発電所	0	9
胆沢第四発電所	3	4
岩洞第一発電所	263	296
岩洞第一発電所	254	0
岩洞第二発電所	17	33
四十四田発電所	0	51
御所発電所	0	21
御所発電所	21	41
滝発電所	65	72
北ノ又発電所	25	51
北ノ又第二発電所	31	46
松川発電所	42	50
柏台発電所	217	0
北ノ又第三発電所	5	6
合計	1,185	991
(参考)		

対象発電所	H26	H27
修繕引当金計上額 (決算額)	816	793
差額	△369	△198

上記の計算の結果、平成 26 年度では 1,185 百万円、平成 27 年度では 991 百万円の特別修繕引当金の計上が必要だったことになる。したがって、平成 26 年度及び平成 27 年度に計上されている修繕引当金の金額を特別修繕引当金に充当したとしても、平成 26 年度では 369 百万円、平成 27 年度では 198 百万円の計上不足となる。

②建設準備勘定の資産性

貸借対照表に計上されている建設準備金勘定は総額で 228,519,607 円であるが、その内訳は下表のとおりである。

単位：円

概 要	金 額
南本内地点	35,988,111
北本内地点	81,319,679
槻木平地点	111,211,817
合 計	228,519,607

上記の 3 地区においては、今後新規に発電事業所を建設するにあたっての候補地の調査を実施しており、建設決定がされていない地区の調査費用を建設準備勘定へ計上している。各地点における概況は次のとおりとなっている。

① 北本内地点について

平成 2 年度から継続して調査を行っているが、平成 12 年度において調査支出が行われた後は、現地調査及び電力会社との協議や情報収集等が実施されている。

平成 24 年 7 月に国の固定価格買取制度が始まったことから、平成 27 年度は同制度を適用した可能性調査を実施し、冬期間の取水口へのアクセスについて導水路トンネルとは別に管理用道路の検討を行った結果、採算性が確保できなかった。

今年度は、引き続き導水路トンネルを管理用道路として併用することによるコストの削減と、河川流量の整理による年間可能発生電力量の見直しにより経済性等を再検討しているとのことである。

② 槻木平地点について

平成元年以前から継続調査を行っている地区である。平成 20 年 6 月に発生した岩手・宮城内陸地震後において、農林水産省より地すべり防止区域に指定された場所に導水路、水槽、水圧鉄管路、発電所計画地点が入っているため、平成 21 年度以降調査支出は行われていないが、現地調査及び情報収集等、職員による調査が実施されている。

建設有望地点に位置付けるためには、農林水産省等の地質等の情報を参考に導水路ルート
の地質調査や工法の見直しを行い、経済性等の検討を行う必要があることから、今後は平成
30 年度までの地すべり対策工事の状況について情報収集を継続し、対策工事の目処が立った
段階で対策工事を踏まえた計画に見直した上で、固定価格買取制度を適用した経済性等の検
討（平成 31 年度予定）を行う予定とされている。

③ 南本内地点について

平成元年以前から継続して調査を行っている地区である。平成 6 年度に基本設計を行い、
平成 9 年度まで地元説明会等を行ってきたが、一部地元の理解が得られなかったことから、
交渉を一旦打ち切り、以降約 20 年に渡って調査支出は行われていないが、計画を断念するも
のではなく、今後も流量観測を続けるとともに次期開発調査地点として位置付け、電力事業
を取り巻く環境が変化するまで調査を継続する方針として、現地調査及び情報収集等、職員
による調査が実施されている。

平成 24 年 7 月に国の固定価格買取制度が始まり、採算性の改善が見込まれたことから、
平成 26 年度は同制度を適用した可能性調査を実施したところ、1 割程度コストを削減でき
れば開発可能となる結果となっているとのことで、今後は新技術の実用化によるコスト削減
や国の支援制度の拡充等の動向を注視しつつ、経済性等について精査していくこととされて
いる。

【現状の問題点（意見）】

建設準備勘定の減損処理の要否について、どのような検討を行っているかについて確認したと
ころ、各年度ごとの課題と優先順位に係る検討を実施し、課題の解決が将来にわたって見込めな
い事業については開発中止決定を行うことで減損処理を行うとのことであった。いずれの調査地
点も課題はあるものの、これらの解決方策を検討している段階にあり、開発を断念していないと
されているが、事業化が可能な時期は明確でなく流動的な状況となっている。

「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（総務省 平成 24 年 1 月 26 日 「地
方公営企業会計制度の見直しに関する説明会」資料 4） 第 4 章第 1 節第 3 減損会計」では、減
損の兆候の例示として以下の 4 つをあげている。

- | |
|--|
| ① 固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッ
シュ・フローが、継続してマイナスとなつているか、あるいは、マイナスとなる見込みであ
ること |
| ② 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又 |

は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること

- ③ 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- ④ 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

本件は、上記減損の兆候の②に該当するものと考えられるが、指針にはこれ以上詳細な定めはないため、一般に公正妥当と認められる会計基準である「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を参考にすると、②に該当する事象として、以下の記述がある。

使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

13. 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、例えば、以下のような当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、又は、生ずる見込みである場合には、減損の兆候となる（減損会計基準 二 1. ②及び注解（注2）参照）。

（中略）

(7) 建設仮勘定に係る建設について、計画の中止又は大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること。

本件は、上記建設計画の中止の決定はしていないものの、大幅な延期に該当すると考えられることから、減損の兆候に該当するものとする。

減損の兆候の生じた資産については、P64 に記載の減損会計の流れに従い、減損の会計処理の要否を検討することとなる。検討に当たっては、合理的な開発計画や、事業開始後の収支計画に基づき、建設準備勘定の回収可能性（投資に見合うリターンの有無）を吟味する必要がある。

上述のとおり、開発を断念していないとされているが、事業化可能な時期は明確でなく流動的な状況となっている現況に鑑み、建設準備勘定が当初の支出額で計上され続けていることが、会計基準に照らして合理的といえるのかが疑問である。建設準備勘定に関して必要な減損損失が計上されていない懸念がある。

企業局では、新規開発地点の年次計画表を作成し実行中であるため、現時点では、今後の計画に大幅な変更をもたらす可能性のある事象等を識別していないことから、減損損失の計上は不要との判断であり、当該判断に一定の合理性は認められるものの、今後の進捗状況により、当該計画の実現可能性に疑義が生じた場合には、事業自体の実行可能性を再度十分に吟味するとともに、建設準備勘定の減損処理の要否についても十分検討する必要がある。

【現状の問題点（指摘）】

また、減損の兆候が生じている場合は、決算書への注記が必要であり、当該開示が不足している。地方公営企業法施行規則による、減損損失に関して注記すべき事項は以下のとおりである。

(減損損失に関する注記)

第四十一条 減損損失に関する注記は、次の各号に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 減損の兆候が認められた固定資産又は固定資産グループ(複数の固定資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであつて最小のものをいう。以下この条において同じ。)(減損損失を認識したものを除く。)がある場合における当該固定資産又は固定資産グループに関する次に掲げる事項

イ 固定資産グループがある場合には、当該固定資産グループに係る固定資産をグループ化した方法

ロ 当該固定資産又は固定資産グループの用途、種類、場所その他当該固定資産又は固定資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項の概要

ハ 認められた減損の兆候の概要

ニ 減損損失を認識するに至らなかつた理由

二 減損損失を認識した固定資産又は固定資産グループがある場合における当該固定資産又は固定資産グループに関する次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 減損損失を認識するに至つた経緯

ハ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

ニ 回収可能価額(固定資産又は固定資産グループの正味売却価額(固定資産又は固定資産グループの時価から処分費用見込額を控除した金額をいう。)又は使用価値(固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によつて生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。)のいずれか高い額をいう。)が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

③雑収益に計上されている積立金の取崩額

平成27年度岩手県電気事業損益計算書における営業収益のうち営業雑収益の計上額は67,963千円であった。その内訳は以下のとおりである。

単位：千円

内訳項目	計上額
共有施設分担額	11,310
分水設備管理受託金	1,318
共同運転管理分担金	7,805
公舎使用料	3,064
雑収益	44,465
計	67,963

営業雑収益の内訳項目である雑収益に決算整理にて環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金取崩額20,318千円が含まれていた。

担当者の説明によると、クリーンエネルギー設備を導入する県内の自治体について補助金として金銭を交付し雑費として費用計上するとともに、見合いの目的積立金を収益計上しているとのことであった。

【現状の問題点（指摘）】

この補助金の拠出を寄附行為に類似したものとみなし費用計上するか（損益取引）、或いは県の構成員たる自治体に対する分配とみなし資本取引とするかは解釈の分かれるところであるが、目的積立金については、一度本業により稼得した利益が積立金として利益処分されたものであり、それが外部に出ていく際に再び収益認識されることは適当ではない。

従って、以下の修正が必要である。

現状の会計処理

（借方）雑費	20,318	（貸方）現金預金	20,318
積立金	20,318	雑収益	20,318

あるべき会計処理

A) 補助金の拠出を損益取引とみなす場合（第一法）

（借方）雑費	20,318	（貸方）現金預金	20,318
積立金	20,318	利益剰余金	20,318

B) 補助金の拠出を資本取引とみなす場合（第二法）

（借方）積立金	20,318	（貸方）現金預金	20,318
---------	--------	----------	--------

修正会計処理

A) 補助金の拠出を損益取引とみなす場合（第一法）

（借方）雑収益	20,318	（貸方）利益剰余金	20,318
---------	--------	-----------	--------

B) 補助金の拠出を資本取引とみなす場合（第二法）

（借方）雑収益	20,318	（貸方）雑費	20,318
---------	--------	--------	--------

(5) 第5次中期経営計画

① ダム使用权に関する修繕・改良計画

県は、国土交通省東北地方整備局の所管するダム（治水、かんがい、発電等を目的とする多目的ダム）から水力発電用の取水権（ダム使用权—無形固定資産に計上）を取得している。ダム使用权の概要は以下のとおりである。

項目	四十四田ダム	胆沢ダム	御所ダム	湯田ダム	合計
当初取得年度	昭和42年度	平成26年度	昭和55年度	昭和39年度	
取得価額（千円）	243,910	746,294	528,876	702,589	2,221,669
平成27年度末簿価（千円）	10,483	721,480	155,682	—	887,645
国庫補助金（千円）	—	169,339	—	—	169,339
県の負担割合	3.70%	0.30%	1.08%	4.90%	
発電所名	四十四田発電所	胆沢第三発電所	御所発電所	仙人発電所	

【現状の問題点（意見）】

中期計画に記載の収支計画には、ダム使用权に関する維持更新に係る投資計画（ダムそのものの大規模修繕や改良等に係る計画）が含まれていない。

この点、企業局の説明によると、国土交通省からダムの計画の改修等が示されていない現状においては、県としての負担額を見積もることは困難であるため、中期計画には織り込んでいないとのことであった。

しかしながら、ダムそのものも経年劣化は避けられず、老朽化による修繕や建設改良投資が必要になることは確実である。特に四十四田ダムや湯田ダムは、耐用年数（55年）満了間近となっている。

ダム使用权に係る修繕・改良計画が、収支計画に含まれないことが、経営戦略の県民への説明責任として十分と言えるかが疑問である。

合理的な方法により、ダム使用权に係る修繕・改良額を見積もり、収支計画に適切に反映することが望まれるが、見積もりが困難な場合は、収支計画にはダム使用权に係る修繕・改良額が含まれない旨注記することを検討いただきたい。

（参考）

岩洞ダム（農林水産省と県の共同事業、ダム設備の県持分相当額は有形固定資産に計上されている）に係るダム設備の取得価額と今後10年間の修繕・改良計画の関係は以下のとおりである。

■概要

項目	岩洞ダム
当初取得年度	昭和35年度
取得価額（千円）（注）	3,957,979
平成27年度末簿価（千円）	557,795
県の負担割合	60.80%
発電所名	岩洞第一発電所 岩洞第二発電所

（注）取得価額に含めた設備は、堰堤、取水口

■維持更新投資計画

計画名	計画値
将来修繕計画（10年） （千円）	757,300
将来委託計画（10年） （千円）	375,460
将来建設改良計画（10年） （千円）	1,850,694
計	2,983,454

（注）金額は、国営事業費の県負担額を含む事
修繕費については、上記金額の約94%、
委託費については全額県執行分である。

②収支計画策定に関する留意事項

中期計画において、平成 27 年度（見込）から平成 31 年度までの収支計画が記載され、開示されている（P22 参照）。

また、公表はされていないものの、平成 32 年度から平成 37 年度までの収支計画も策定されている。

【現状の問題点（意見）】

経営戦略策定に際しては、収支計画（投資計画及び財政計画）は 22 年以上作成することが望ましいので留意が必要である。

経営戦略策定ガイドライン（平成 28 年 1 月 26 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知「経営戦略の策定推進について」の別紙 1）には以下の記述がある。

(1) 基本的考え方（「計画期間」等）

○合理的な期間

第 1 章－1 において述べたとおり、「経営戦略」（「投資・財政計画」を含む。）の「計画期間」は、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することが必要である。

○「投資試算」及び「財源試算」の期間

「投資試算」及び「財源試算」は、当該団体が行っている発電の種類から、適切な期間を設定することが望ましい。

・水力発電 22 年以上

・風力発電、太陽光発電、ごみ発電 17 年以上

なお、水力発電と他の発電を同時に行っている場合には、22 年以上の試算を行うことが望ましい。

2. 工業用水道事業

(1) 収入事務・債権管理事務

① 滞留債権の管理

平成 17 年度に発生した A 社への債権(重油流出事故に伴う県営工業用水道施設の復旧費用等に
係る損害賠償請求の債権)について、平成 27 年 4 月 15 日に元金(5,570,824 円)の最終支払が行わ
れ完済されているが、当該元金に係る延滞金(1,574,480 円)については支払が行われていない。

企業局の今後の方針は、『引き続き納入指導を継続するとともに、必要に応じて訪問督促を行
う等、債権の保全と回収に努めていくものである。』とのことであるが、この点、企業局担当者
へのヒアリングを実施したところ、当該事案の前任担当者が退職したことを契機に、平成 27 年 6
月 12 日の接触を最後に先方との接触は行われていないとのことであった。加えて、接触したと
しても簡単に支払いに応じず、交渉が難航することから棚上げ状態となっているとのことであ
った。

【現状の問題点(指摘)】

最後の接触から 1 年以上接触がない状態であり、相手方の状況が把握できていないため、債権
の回収可能性を適切に判断できない状態である。このままでは決算書に債権の回収可能性の状況
を適切に反映することができない。加えて、債権の管理回収業務が属人化されており、人事異動
等に組織として対応できていない状況にあることが懸念される。

滞留債権の管理方法について対応マニュアル等を作成し、組織で対応できる内部統制(内部統
制については P81 参照)を整備するとともに、決算時には滞留債権の回収可能性を適切に判断し、
貸倒引当金の計上の有無、計上金額の妥当性を検討できるようにする必要がある。

(2) 契約事務

工業用水道事業の業務に係る主な契約は「工事」と「委託」に係るものである。平成 27 年度に
おける契約のうち、監査対象とした契約は以下のとおりである。

契約内容	所管	契約方法	事業名	契約期間	当初契約額	最終契約額
工事	本庁	条件付一般競争入札	第一北上中部工業用水道(北上工 水)配水管更新(I-II工区)ほか 工事	H27.8.20~H28.3.23	128,120,400	141,853,680
	本庁	随意契約	第一北上中部工業用水道(第三工 水)監視制御装置ほか更新工事	H27.7.27~	286,200,000	286,200,000
	県南	条件付一般競争入札	第一北上中部工業用水道金ヶ崎ろ過 施設(第一期、第二期)導・配水管 可とう管等更新工事	H27.6.25~H28.1.15	35,403,480	51,726,600
	県南	随意契約	金ヶ崎ろ過施設(第一期)計装盤更 新工事	H27.10.28~H28.3.18	22,140,000	22,140,000
委託	本庁	特命随意契約	システム運営保守	H28.2.1~H33.1.31	29,548,800	29,548,800
	本庁	特命随意契約	施設維持管理及び運転監視業務	H27.4.1~H28.3.31	101,102,959	84,302,986
	県南	条件付一般競争入札	加圧脱水機更新工事設計	H27.10.8~H28.3.31	10,454,400	11,201,760
	県南	条件付一般競争入札	第二中部工業用水道他浄水池清掃等 業務委託	H27.10.6~H28.2.15	10,908,000	10,979,280
	県南	特命随意契約	第一北上中部工業用水道(第三工 水)中央処理装置ほか保守業務委託	H27.10.15~H28.3.15	3,888,000	3,888,000
	県南	特命随意契約	第二北上中部工業用水道送水管更新 工事詳細設計(その3)業務委託	H27.12.4~H28.3.25	6,026,400	6,145,200

① 予定価格積算方法

「第一北上中部工業用水道金ヶ崎ろ過施設（第一期、第二期）導・配水管可とう管等更新工事」は、当初契約額 35,403 千円（予定価額 37,986 千円）に対し、最終契約額は 51,726 千円と当初契約額の約 1.5 倍の契約額となっている。

【現状の問題点（意見）】

当初契約金額は、4 者の条件付一般競争入札により、競争原理が働いた結果が反映されているものの、変更契約による増金額については、受注した 1 者との折衝であり、十分な競争原理が働かないまま多額の変更契約が締結されていることが懸念される。予定価格の積算方法が適切であったかが問題となる。

この点について、企業局担当者の説明によれば、当該業務は、平成 4 年に実施された配水管の老朽化による更新工事であり、当時の完成図書をもとに事業費を積算したものであるが、実際の埋設管の現況から、当初想定されなかった大幅な追加工事が必要であることが判明したものであり、業務の全体像を予見することが困難であるとのことであった。

当初の完成図書に詳細情報が記載されていなかったことから、当初の完成図書から情報を得られなかったことは理解できるものの、当初工事の現況を把握できるよう、更新時の留意事項として引き継ぐことにより、より精緻な積算が可能になるとともに、想定できない工事費や十分適切な仕様を構築することによる工事費の縮減が可能ではないかと考える。

様々な工事案件がある中で、工事の特殊性等の情報を長期間にわたり引き継ぐことが困難であることも十分承知しているが、より精緻な積算、ひいてはより一層適正なコストを見積もるための工夫ができないかをあらためて検討することが望まれる。

(3) 固定資産管理事務

① 電気事業への行政財産の使用許可

第一北上中部工業用水道施設のうち、管理本館施設（建物）は、工業用水道事業が固定資産を所管しており、電気事業管理者が工業用水道事業管理者より管理本館建物の一部を行政財産の使用許可を得て使用している。

北上中部工業用水道管理本館は、第一義的に工業用水道事業で減価償却費（平成 27 年度計上額 2,430,707 円※）を負担し、電気事業より使用料（2,143,949 円）を徴収している。

※減価償却費 3,164,039 円から長期前受金戻入額 733,332 円を差し引いた実負担額である。

使用許可財産の概要及び使用許可状況は以下のとおりである。

■使用許可財産の概要

名称	北上中部工業用水道管理本館（建物）
所在地	北上市北工業団地 5-8
取得年月	平成 4 年 4 月
延べ床面積	1, 124. 8 m ²
取得価額	175, 779, 976 円
平成 27 年度末簿価	110, 106, 571 円
国庫補助金額	40, 740, 692 円

■使用許可状況

用途	電気事業用事務所	
使用許可面積	252. 5 m ²	
使用許可年月日	平成 27 年 3 月 17 日	
使用許可期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
使用料（行政財産 使用料条例による）	2, 143, 949 円	【使用料算定式】 252. 5 m ² （使用許可面積）÷1, 124. 8 m ² （延べ床面積） ×110, 106, 571 円（平成 27 年度期末簿価）×8% ×1. 08（消費税）

【現状の問題点（指摘）】

本件は、県の行政財産使用料条例及び行政財産の使用の許可に関する規則に基づき、工業用水道事業管理者が電気事業管理者に対して行政財産の使用許可を行っているとのことであるが、いずれの管理者も企業局長であることから、同一人物が使用許可申請と使用許可を行うことは不適切である。

よって、工業用水道事業の所管する施設のうち、電気事業で使用する部分の負担関係については、行政財産の使用許可としてではなく、工業用水道事業が第一義的に負担する減価償却費のうち、電気事業が負担すべき額を見積もって徴収する等の方法によることが適切ではないかと思料する。

減価償却費の面積割りで電気事業の負担額は、545, 655 円（252. 5 m²（使用許可面積）÷1, 124. 8 m²（延べ床面積）×2, 430, 707 円（平成 27 年度減価償却費））と試算される。電気事業の負担すべき額に対して、現在、過大に徴収している懸念がある。

(4)財務諸表と会計処理

①長期前受金収益化累計額の計上額における会計システムの不具合

長期前受金の収益化額の計算の結果が妥当なものであることを確かめるために、包括外部監査人は企業局が管理する固定資産原簿に基づきあるべき収益化額を試算したところ、工業用水道事

業の構築物に計上されている「堰堤」の長期前受金 490,833,323 円の収益化額の計算に帳簿金額とあるべき金額との間で差異が生じた。

企業局が内容を調査したところ、平成 26 年度まで会計システムに計上されていた当該「堰堤」にかかる長期前受金収益化累計額のデータが、平成 27 年度決算作業において何らかの理由で消滅し、ゼロとなっていることが原因であることが判明した。これにより、長期前受金のデータが 146,676,707 円過大に計上されていることになる。

なお、平成 27 年度の収益化額の計算は適切に行われていた。

【現状の問題点（指摘）】

原因は会計システムの不具合ということになるが、システムの不具合は想定されるものであり、当該システムの不具合を適時に発見し、是正して適切な決算書を作成できるような内部統制（内部統制については P81 参照）を整備することが不可欠である。

企業局にヒアリングしたところによると、現状、固定資産原簿の固定資産及び長期前受金の金額と会計システムの固定資産及び長期前受金の金額の整合性を確認していないとのことであるが、この作業を実施しない場合、固定資産の実在性、網羅性及び償却計算並びに収益化額の正確性を決算書上担保することができなくなってしまう。

決算書上当該長期前受金の金額を修正するとともに、再発が防止できるよう内部統制を整備することが必要である。

②有形固定資産の表示方法

工業用水道事業の有形固定資産の表示方法は、企業局会計規程の別表第 2 に規定されており、以下のように款項目が定められている。

【企業局会計規程 別表第 2 より固定資産部分のみ一部抜粋】

款	項	目
工業用水道設備	(何) 工業用水道	土地
		水源かん養林
		建物
		構築物
		機械装置
		備品
		リース資産
		無形固定資産
		減価償却累計額（貸方）
		減損損失累計額（貸方）
	(何) ろ過施設	

一方で、地方公営企業法施行規則では別表第 1 号の勘定科目表において水道事業及び工業用水道事業の有形固定資産の雛形は以下のように定められている。

【地方公営企業法施行規則 別表第1号 水道事業及び工業用水道事業分のみ一部抜粋】

款	項	目
有形固定資産	土地	事務所在地
		施設用地
		その他土地
	建物	事務所用建物
		施設用建物
		公舎合宿用建物
		その他建物
	建物減価償却累計額	
	構築物	原水及び浄水設備
		配水設備
		その他構築物
	構築物減価償却累計額	
	機械及び装置	電気設備
		内燃設備
		ポンプ設備
		塩素滅菌設備
		量水器
		その他機械装置
	機械及び装置減価償却累計額	
	車両運搬具	
	車両運搬具減価償却累計額	
	船舶	
	船舶減価償却累計額	
工具、器具及び備品		
工具、器具及び備品減価償却累計額		
リース資産		
リース資産減価償却累計額		
建設仮勘定		

上記の雛形を比較すると、企業局会計規程と地方公営企業法施行規則の雛形に相違が生じている。

【現状の問題点（意見）】

他団体が実施している工業用水道事業の決算書は、ほぼ地方公営企業法施行規則の別表第1号の雛形とおりの決算書となっており、岩手県企業局は独自の雛形となっている。この場合、他団体の決算書と比較することができず、決算書の利用者の判断に資する情報を開示しているとはいえない状況である。

したがって、比較可能性の担保のためにも、地方公営企業法施行規則の内容で表示すべきである。

(5)第5次中期経営計画

①収支計画策定に関する留意事項

中期計画において、平成27年度（見込）から平成31年度までの収支計画が記載され、開示されている（P32参照）。

また、公表はされていないものの、平成32年度から平成37年度までの収支計画も策定されている。

【現状の問題点（意見）】

経営戦略策定に際しては、施設別の経営戦略を作成することが求められるので、企業局が作成している上記収支計画が、当該経営戦略の要件に沿っているかを十分に吟味の上、収支計画等の見直しの必要性について検討する必要がある。

経営戦略策定ガイドライン（平成28年1月26日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知「経営戦略の策定推進について」の別紙1）には以下の記述がある。

(2) 「経営戦略」策定上の留意点

(中略)

○一の特別会計において複数の施設を有する事業の経営戦略策定単位

複数の施設を有する事業にあっては、事業(会計)全体を包括するものと、施設ごとに個別のものを策定すること。

3. 共通事項

(1)人事管理事務

平成 27 年度に給与費を支弁した職員数と負担している事業の関係は以下のとおりである。

単位：人

区分		電気事業	工業用水道事業
本 庁	経営総務室	23	-
	業務課	21	-
施設総合管理所		53	-
県南施設管理所		20	12
計		117	12

また、成 27 年度決算における、各事業の person 費の計上額は、以下のとおりである。

■電気事業

単位：千円

区分	給料	手当等	法定福利	退職給付費	計
水力発電	273,917	172,045	96,760	-	542,722
管理費	188,470	123,485	68,429	166,363	546,747
風力発電	-	-	-	-	-
太陽光発電	-	-	-	-	-
計	462,387	295,531	165,189	166,363	1,089,469

■工業用水道事業

単位：千円

区分	給料	手当等	法定福利	退職給付費	計
水道業務費	30,571	19,423	10,686	-	60,680
ろ過業務費	12,129	6,630	4,226	-	22,985
管理費	-	-	-	320	320
計	42,700	26,052	14,912	320	83,985

①本庁管理部門人件費の工業用水道事業への配賦

本庁管理部門(経営総務室及び業務課)の給与費が全て電気事業から支弁されているとともに、その他の人件費(法定福利費、退職給付費)も、退職給付費のごく一部を除き電気事業に計上されている。

地方公営企業法施行令には以下の記述がある。

(二以上の地方公営企業に関連する収益又は費用の整理)

第二十条 二以上の地方公営企業を通じて一の特別会計をもつて経理する場合における各地方公営企業に関連する収益又は費用は、当該事業年度における各地方公営企業に専属する収益又は費用の総額等によつてこれをあん分し、それぞれ当該地方公営企業の収益又は費用に整理しなければならない。但し、一の特別会計をもつて経理する二以上の地方公営企業のうち一がその規模において他のものに比し著しく大きい場合その他特別の事由がある場合においては、一の地方公営企業が各地方公営企業に関連する収益及び費用の全額をそれぞれ当該地方公営企業の収益及び費用に整理することを妨げない。

【現状の問題点（意見）】

本庁管理部門職員の中には、事務分掌（P5）に記載のとおり、工業用水道事業の業務に従事する者も存在するため、これらの人件費を全て電気事業に計上することが、地方公営企業法施行令の「一の特別会計をもつて経理する二以上の地方公営企業のうち一がその規模において他のものに比し著しく大きい場合その他特別の事由がある場合」に該当するといえるかが疑問である。

今後、電気事業会計及び工業用水道事業会計において、人件費の負担割合が的確に反映されるよう負担関係の見直しについて十分に検討する必要がある。

②電気事業人件費の事業別セグメントへの配賦

電気事業のうち、風力発電と太陽光発電には、人件費が計上されていない。

電気事業は、水力発電事業、風力発電事業、太陽光発電事業の3事業を行っており、決算書のセグメント情報も当該3事業について開示している。

【現状の問題点（意見）】

電気事業に従事する職員の中には、事務分掌（P5）に記載のとおり、風力発電事業や太陽光発電事業の業務に従事する者も存在するため、これらの人件費を全て水力発電事業に計上することが、セグメントを区分して決算書に記載していることの趣旨に照らし適切といえるかが疑問である。

水力発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業の人件費の負担割合が的確に反映されるよう負担関係の見直しについて十分に検討する必要がある。

③退職金の負担

企業局の退職金は、退職時に所属する部署において退職金支給額の全額を企業局の負担として会計処理している。このため、企業局以外の一般会計部局の業務に従事した期間に対応する退職給付費用についても、企業局において負担する結果となり、逆に、企業局の業務に従事した職員が退職前に一般会計部局に異動した場合には、当該職員の企業局の勤務期間に相当する退職給付費用は企業局には計上されないことになっている。

【現状の問題点（意見）】

平成 27 年度の人事異動により、職員 17 名（退職金要支給額計 157,871 千円）が転出し、14 名（退職金要支給額 160,144 千円）が転入しており、転入出により退職金要支給額が 2,273 千円が増加し、人事異動による退職給付費用が計上される結果となっている。

退職給付費用は会計上賃金の後払いであるという性質に基づき計上されるものである。労働としての役務提供が每期行われ、当該人件費が每期費用として損益計算書に計上されることにより適正な経営成績の開示が可能となるが、現状では期末時点の人員に基づき計算された結果により退職給付引当金が計上されているため、企業局に従事している期間による影響は加味されておらず、損益計算書の目的である適切な経営成績の開示が行えない制度設計となっている懸念がある。

この点、地方公営企業会計基準見直し Q & A には以下の記述がある。

3-21 退職給付引当金の算定対象とすべき企業職員

【質問】

退職給付引当金を簡便法により算定する場合において、算定対象とすべき企業職員に、現在は一般会計に所属しているが、過去に公営企業会計に所属したことがあり、公営企業会計が退職手当の一部を負担することとなる職員も含まれるか。また、含まれる場合、期末要支給額を在籍期間で按分する際に、人事交流が頻繁であるため合理的な額を見積もることが困難である場合も想定されるが、かかる場合はどのように算定すれば良いか。

【総務省回答】

（前段）含まれる。原則として、一部であっても公営企業会計が退職手当を負担するすべての職員が対象となる。

（後段）公営企業会計に過去に所属した職員及び現在所属している職員について、人員構成等に大きな違いがない場合は、合理的な見積もりとして、各職員についての期末要支給額の合計額として、現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能である。（算定方法及び考え方については、別紙 6 参照。）ただし、原則としては、過去に所属した職員及び現在所属している職員の期末要支給額の期間按分にて行うものであり、システム対応等の準備が整わない期間の一時的な措置とすることが望ましい。

現行制度が必ずしも、公営企業の会計に関する基準に抵触するものではないこと、結果的に人事交流による退職金の負担は一般会計と企業局での大幅な偏りがないことから、現在の負担関係に基づく会計処理が、必ずしも企業局の損益計算を著しくゆがめているという状況ではないが、今後、偏りが生じる場合は、損益計算をゆがめる一因となる可能性もあることから、当該局面で、上記総務省回答に記載されている原則的な手法に基づく退職給付引当金算定の要否を検討する必要があることに留意が必要である。

(2) 財務諸表と会計処理

① 譲渡性預金の表示

平成 27 年度決算時点において、電気事業及び工業用水道事業において以下の内容の譲渡性預金を保有しており、その会計処理は現金預金(款) > 預金(項) > 譲渡性(目)として予算組み及び決算処理されている。

譲渡性預金の一覧

運用先		運用期間	利率	金額
(電気事業)				
1	三井住友銀行仙台支店	平成 27 年 10 月 21 日～ 平成 28 年 4 月 21 日	0.090%	1,500,000,000 円
2	岩手県信用農業協同組合連合会本所	平成 28 年 1 月 22 日～ 平成 28 年 7 月 22 日	0.090%	1,000,000,000 円
3	岩手銀行県庁支店	平成 28 年 2 月 22 日～ 平成 28 年 8 月 22 日	0.025%	2,500,000,000 円
4	岩手県信用農業協同組合連合会本所	平成 28 年 3 月 17 日～ 平成 28 年 9 月 20 日	0.025%	1,000,000,000 円
(工業用水道事業)				
1	岩手銀行県庁支店	平成 28 年 2 月 26 日～ 平成 28 年 8 月 26 日	0.025%	300,000,000 円

※資金運用表より

【現状の問題点（意見）】

譲渡性預金は、第三者に指名債権譲渡方式で譲渡することができる無記名の定期預金証書をいう。通常の定期預金証書は、他人に譲り渡すことはできないが、本証書は預金者が必要に応じていつでも金融市場で自由に売却でき、また金利は市場金利を反映して決められるという性格を有している。平成 19 年 6 月 15 日に改正の「金融商品に関する会計基準」、それを受けて改正された平成 19 年 7 月 4 日の「金融商品会計に関する実務指針」、金融庁からは平成 19 年 10 月 2 日に「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン」が公表され、以前は「流動資産」のうちの「現金及び預金」という勘定科目において表示され、証券取引上でいう有価証券に準じる取り扱いだったが、その後は「有価証券」の勘定科目における表記へと変わり、金融商品取引法における有価証券として取り扱うことに変更されている。

したがって、現状、現金預金として区分されている譲渡性預金は有価証券として区分して表示する必要がある。

②減損会計にかかる減損の兆候の検討手続

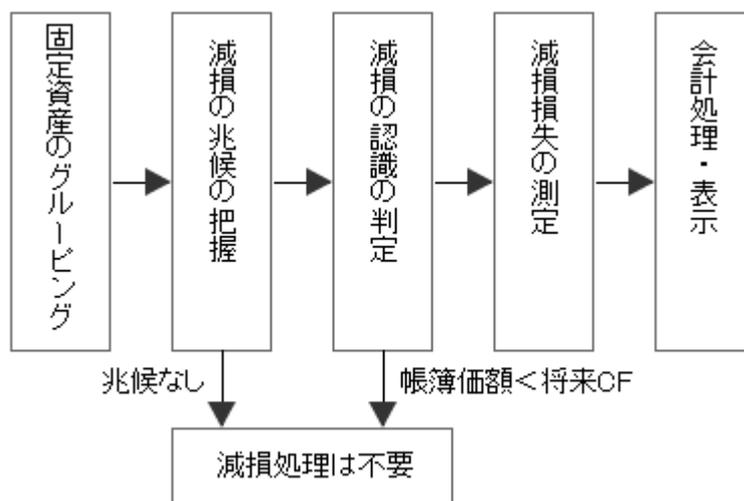
平成 26 年度より地方公営企業法が改正となり公営企業にも減損会計の概念が導入されている。企業局においても、電気事業及び工業用水道事業それぞれにおいて減損会計を導入し、決算時点における減損の判定を実施しているが、実際に回議書を査閲したところ、資産または資産グループの市場価格の下落についての検討を実施していなかった。

【現状の問題点（指摘）】

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。減損会計は、対象となるすべての固定資産について回収可能性を検討するのではなく、減損の兆候が生じている資産または資産グループについて、回収可能

性を検討し、減損を認識し、測定する。以下が減損会計の流れである。

< 減損会計の流れ >



上記の流れのうち、手続きに漏れが生じていたのは「減損の兆候の把握」のステップにおいてである。減損の兆候とは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象のことで、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（総務省 平成 24 年 1 月 26 日 「地方公営企業会計制度の見直しに関する説明会」資料 4） 第 4 章第 1 節第 3 減損会計」では次の 4 つを例示している。

- ① 固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなつているか、あるいは、マイナスとなる見込みであること
- ② 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること
- ③ 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- ④ 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

減損の兆候を判定する際には、上記の 4 つの例示いずれかに該当する固定資産及び固定資産グループの有無を検討する必要があるが、企業局では「④固定資産または固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと」の判定が結果として実施されていなかった。当該、減損の兆候が適切に反映されない場合、本来減損処理が必要な収益性の低下している状態の資産が過大に貸借対照表に計上されることにより、適切な資産価値を決算書上に表示することができなくなる。

したがって、固定資産または固定資産グループの市場価格の下落の具体的な判定方法を定め、毎期同様の方法により判定していく必要がある。

なお、市場価格の著しい下落の具体的な判定方法の例としては、固定資産グループの土地の市場価格（＝時価）が帳簿価額の 50%超下落しているか否かを判断する方法がある。土地の市

場価格は実際に不動産鑑定評価額を不動産鑑定士に依頼して入手する方法及び公示価格・路線価・固定資産税評価額を利用し、合理的な基準により算定する方法が挙げられる。

③償却資産及び長期前受金の償却等限度額到達後の償却

現状、耐用年数が到来した固定資産は、取得価額の 5/100 を帳簿価額として据え置き、資産計上している。同様に長期前受金も 5/100 を帳簿価額として据え置いている。

当該処理方法にて取得価額等の 5/100 が固定資産または長期前受金の帳簿価額として計上されている金額の合計は以下のとおりである。

単位：円

勘定科目	固定資産	長期前受金
(電気事業)		
建物	51,175,697	52,466
構築物・装置	122,796,649	11,250
(工業用水道事業)		
建物	5,414,790	1,271,247
構築物・装置	1,388,010	154,397
合計	180,775,146	1,489,360

※固定資産原簿より集計

【現状の問題点（意見）】

当該会計処理の方法は地方公営企業法施行規則 15 条 1 項に記載されている処理方法であるが、同規則 15 条 3 項には以下の記載もある。

<p>有形固定資産の減価償却額 第十五条 3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、<u>その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。</u>この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。</p> <p>一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置</p>

理論上、固定資産の使用が収益の獲得に寄与している以上、帳簿価額が 1 円になるまで償却を行うことで、費用と収益が対応する形で経済活動を適切に決算書に反映させることができる。

帳簿価額が1円になるまで償却しない場合、固定資産の除却時にその損失がまとめて計上されることから、適切な経営成績や財政状態を決算書に反映させることができなくなる懸念がある。

したがって、取得価額の5/100まで帳簿価額が達した固定資産のうち、地方公営企業法施行規則15条3項各号に該当するものについては、使用不能となると認められる年度までの年数で1円まで減価償却を実施することが望ましい。

④修繕引当金の計上

地方公営企業法改正以後、企業局が貸借対照表に計上している事業ごとの修繕引当金は以下のとおりである。

単位：円

事業名	平成26年度	平成27年度
電気事業	815,719,952	792,936,116
工業用水道事業	29,667,699	29,667,699

修繕引当金とは企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいい、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上するものである。なお、引当金は次の要件を満たす場合に計上が必要となるものである。

- ・ 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む）であること
- ・ その発生が当該事業年度以前の事象に起因すること
- ・ 発生の可能性が高いこと
- ・ その金額を合理的に見積もることができること

いまだ費用や損失が実現していなくても、その発生理由が当期に生じており、将来的に発生することがほぼ確実で、金額を合理的に見積もれる場合に、当期に借方に費用を、貸方に引当金を計上する会計処理を行うものである。

現状、計上している修繕引当金は、地方公営企業法改正前の平成25年度に計上されていた修繕引当金を引き継いで計上しているものである。地方公営企業法改正前の修繕引当金は、当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿価額の一定割合の額、当該事業年度の修繕費の予算と実績との差額を計上すること等が実務上行われていたため、改正後の修繕引当金の計上要件とはその性質を異にするものである。

一方、実務上は改正時に以下の経過措置が認められている。

（地方公営企業法施行規則 附則（平成二四年一月二七日総務省令第六号）抄）

引当金に関する経過措置

第四条 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている引当金（次条第二項に規定する引当金を除き、総務大臣が定めるものに限る。）については、新規則第二十二条の規定にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができる。

企業局においても、当該引当金に関する経過措置を適用して計上しているとのことであるが、現状、計上されている修繕引当金は改正後の計上要件とはその性質が異なるものであり、決算書の利用者に対して誤解を与える可能性がある。

また、地方公営企業会計基準見直しQ&A 3-5には、以下の記述がある。

(質問)

最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている修繕引当金と新しい会計基準適用後の修繕引当金について、同じ修繕引当金として貸借対照表に整理してもよいか。

(総務省回答)

従来の修繕引当金は、「当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿減価の一定割合の額」を計上することが認められていたが、新しい会計基準においては、「修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する」ととされている。そのため、性質上別個のものを含みうることとなるが、従来の修繕引当金についても「なお従前の例により取り崩すことができる」ことから（改正省令附則§4）、同じ修繕引当金として整理しても差し支えない。なお、この場合、従来の修繕引当金として計上されているものうち、いわゆる特別修繕引当金に相当する額については、特別修繕引当金として整理しなければならない。

【現状の問題点（指摘）】

現状、修繕引当金として計上しているものうち、特別修繕引当金に相当する額については、特別修繕引当金に振り替える必要がある（特別修繕引当金についてはP43参照）。

【現状の問題点（意見）】

上記指摘事項として記載した、特別修繕引当金への振替処理を実施してもなお修繕引当金が残る場合は、修繕費の支出に応じて、あるいは規則的に取り崩すことが望ましい。

なお、電気事業については、P46, P47に記載のとおり、監査人の試算によれば、現状、計上している修繕引当金よりも特別修繕引当金として計上すべき金額のほうが大きいため、現在計上している修繕引当金は全て特別修繕引当金に振り替えることになると見込まれる。

一方、工業用水道事業については、修繕引当金や特別修繕引当金を計上すべき事象に乏しいことから、現在計上している修繕引当金を修繕費の支出に応じて、あるいは規則的に取り崩すことが望ましい。

(4)第5次中期経営計画

中期計画の概要は、電気事業についてはP21、工業用水道事業についてはP31に記載のとおりである。

①計画管理指標の開示

取り組むべき重要な課題の一つとして、施設設備の老朽化対策が掲げられている。

(3) 両事業に係る経営環境の変化

- 電気事業では、最も古い発電所である胆沢第二発電所は建設から58年経過し、また、発電する電力量の4分の3は、運転開始後40年経過した施設に依存していることなどから、計画的に長寿命化対策を進める必要があります。
- 工業用水道事業では、旧北上中部工業用水道（現第一北上中部工業用水道）の整備から37年が経過し、配管等の設備が本格的な更新時期を迎えていることから、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

出所：岩手県企業局第5次中期経営計画

当該課題に対する経営目標として、施設等の耐震化率が設定されている。

事業名	経営目標	経営目標（値）の考え方																				
電気事業	<p>○発電施設等の耐震化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H27実績：60%</p>	年度	耐震化率	H28	60%	H29	65%	H30	65%	H31	70%	<p>○発電所及び管理所等の建物について、H26に策定した耐震化対策計画に基づき、H27から順次耐震化を進めるものです。</p> <p>○H27時点で20施設のうち12施設が耐震化済みです。</p> <p>発電施設の耐震化率＝耐震化済の発電所及び管理所等/ 発電所及び管理所等</p>										
年度	耐震化率																					
H28	60%																					
H29	65%																					
H30	65%																					
H31	70%																					
工業用水道事業	<p>○配管耐震化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>59%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>H27実績：57%</p> <p>【参考指標】配管更新延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>配管更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>2,775m</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3,305m</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>3,469m</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>3,531m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配管耐震化率には現れない配管更新工事の取組状況を説明する指標として用いるものです。</p>	年度	耐震化率	H28	59%	H29	60%	H30	60%	H31	60%	年度	配管更新	H28	2,775m	H29	3,305m	H30	3,469m	H31	3,531m	<p>○工業用水道の配管について、H24に策定した配管更新基本計画に基づき、配管の耐震化を行うものです。</p> <p>○H27末（見込み）の耐震適合管延長は9,687mです。</p> <p>配管耐震化率＝耐震適合管延長/配管総延長（16,849m）</p> <p>○既に耐震化済みの配管を含む、全ての配管の更新工事の延長を指標とするものです。</p> <p>配管更新延長：更新工事を行った配管の総延長</p>
年度	耐震化率																					
H28	59%																					
H29	60%																					
H30	60%																					
H31	60%																					
年度	配管更新																					
H28	2,775m																					
H29	3,305m																					
H30	3,469m																					
H31	3,531m																					

出所：岩手県企業局第5次中期経営計画

【現状の問題点（意見）】

施設設備の老朽化対策が課題として認識されているものの、当該課題に対応する経営目標が「耐震化率」のみで、経年施設の更新に係る経営目標が明示されていない。

この点、企業局の説明によれば、実効性があり、かつ明瞭な指標として、老朽化対策も包含した「耐震化率」を経営目標として定めるとともに、直接的な経営目標の設定はないものの、「計画的な更新・改良・修繕工事等の実施」に取り組んでいるとのことであった。

しかしながら、経営目標の設定は計画の進行管理を行う上で重要な要素と考えられるため、経年施設の更新に係る目標も併せて設定いただくことを検討願いたい。

②建設改良計画策定のための耐用年数の考え方

建設改良費は資本的支出の計画（改良・更新投資計画）を表している。

改良・更新投資のタイミングは、法定耐用年数をベースにしつつも、多くの資産が経済的耐用年数（実稼動見込年数）を採用し、投資見込年度を決定している。また、投資が集中する年度においては、財政計画との兼ね合いで、優先度の高い設備は更新時期を前倒しし、低い設備は後倒しする等一定の調整を加えて作成している。

【現状の問題点（意見）】

上記計画の策定方法自体には問題ないものと思料するが、投資時期の基礎となる経済的耐用年数の考え方が文書化されていなかった。

計画は、一度作成して終わりではなく、每期あるいは計画の変更がある都度見直すべきものである。当該計画は、各施設担当者が作成の上、企業局本庁で全体の取りまとめを行っている。全庁的に統一された考え方にに基づき計画が作成できるよう、経済的耐用年数の考え方を文書化し、周知する必要があると考える。

(5) 組織体制の合理化・規模の適正化

① 人員体制の適正化の必要性

平成 28 年 4 月 1 日現在の企業局職員の、企業局での経験年数は以下のとおりである。

(単位：人)

経験年数	～20代			30代			40代			50代			60代			合計			
	事務	技術	技能	事務	技術	技能	事務	技術	技能	事務	技術	技能	事務	技術	技能	事務	技術	技能	計
0		7		2	1		3	1		2	1					7	10	0	17
1		8		3			2	1		1						6	9	0	15
2	1	2			3		3	2		1						5	7	0	12
3		4		1	1		1	2				1				2	7	1	10
4		3						1		3						3	4	0	7
5								1		1						1	1	0	2
6		1		1	2											1	3	0	4
7					2			2								0	4	0	4
8							1	1						1		1	2	0	3
9											1					0	1	0	1
10																0	0	0	0
11					2											0	2	0	2
12					3			2								0	5	0	5
13					3			2								0	5	0	5
14					1			2								0	3	0	3
15					1			1								0	2	0	2
16								1		1						0	2	0	2
17								2								0	2	0	2
18								2		1						0	3	0	3
19								4		3						0	7	0	7
20								2								0	2	0	2
21																0	0	0	0
22																0	0	0	0
23								1		1	1					0	2	1	3
24										2				1		0	2	1	3
25								1								0	1	0	1
26										2						0	2	0	2
27										2						0	2	0	2
28										2				3		0	5	0	5
29										1						0	1	0	1
30										2						0	2	0	2
31																0	0	0	0
32										3						0	3	0	3
33																0	0	0	0
34																0	0	0	0
35																0	0	0	0
36										1						0	1	0	1
37																0	0	0	0
38																0	0	0	0
39																0	0	0	0
40																0	0	0	0
41																0	0	0	0
合計	1	25	0	7	19	0	10	31	0	8	23	2	0	4	1	26	102	3	131
	26			26			41			33			5			131			

また、平成 27 年度の企業局と一般会計の人事交流（転入、転出）の状況は以下のとおりである。

単位：人

区分	【転入】 一般会計→企業局			【転出】 企業局→一般会計			転入－転出		
	事務	技術	技能	事務	技術	技能	事務	技術	技能
H23	8	9		8	11		0	▲ 2	0
H24	7	8		6	10		1	▲ 2	0
H25	9	10	1	9	10	1	0	0	0
H26	6	9		5	10		1	▲ 1	0
H27	10	5		9	8		1	▲ 3	0

公営企業は、永続的に住民等サービスを確実にを行うために、経営組織や人的体制の合理化が常に求められている。「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総務省自治財政局 平成 26 年 8 月 29 日）には、以下の記述がある。

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

組織、人材等は、公営企業が経営を安定的に継続するための重要な経営基盤であり、中長期的な視点から計画的な強化を図ることが求められる一方で、必要な住民サービスの安定的継続を前提とした上で、徹底した効率化・合理化に取り組むことが求められる。このため、次の点に留意の上、双方を両立させることが必要である。

(中略)

① 人材の確保・育成

職員一人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に適切に結び付けることが必要であること。

また、明確な目標設定と効果的な進行管理の徹底、民間の発想・手法の導入・応用、**職員間での知見・ノウハウ等の組織的な継承等に計画的に取り組むこと等により、人材の育成に努めることが適当であること。**

(省略)

【現状の問題点（意見）】

現状の人的体制は、以下の点で、適切な人員体制のもと、継続的に均質なサービスを提供することが可能といえるか疑問である。

- 事務職員は、概ね 3 年程度で異動するケースが多く、経験年数の浅い職員で構成されており、一般会計とは異なる公営企業特有の組織運営や、企業会計の適用（複式簿記会計、発生主義会計）に十分に精通する間もなく異動している懸念
- 技術職員の年齢が、40 代から 50 代に偏っており、技術やノウハウを継承すべき 30 代の中堅世代が人員構成上十分ではない懸念
また、過去 5 年間、技術職員の一般会計への転出超過となっており、新卒職員の採用等により、必要人員の確保に努めているものの、今後も同様の傾向が続いた場合、経験豊

富な人材を十分に確保できない懸念

この点、企業局では、以下の取組を行っており、組織体制の適正化に努めている。

現況としては、必ずしも、上記監査人の懸念が解消された組織体制であるとまではいえないものの、今後も、一般会計との人事交流を含めた組織体制の整備を一層促進していただきたい。

- 事務職員は、概ね3年程度での人事異動が基本であるが、組織運営や企業会計等の業務にあっては、要所要所に過去に企業局を経験している職員や他の企業会計実務を行っている職員を配置するなどの配慮を十分に行い、必要な体制を確保する。
- 電力及び工業用水の安定供給に欠かせない人員体制維持のため、高齢層の退職に備え積極的に職員を採用するとともに、新採用職員、若手、中堅といった階層ごとにOJTはもとより外部研修の受講、資格取得など体系的な育成を行い、企業局の業務には十分な体制を確保する。
- 東日本大震災津波復興のため技術職の中堅層の人事交流転出が増加し、局内の年齢構成の偏りを一層顕著にしている要因ともなっているが、平成22年度以後継続して職員を採用し、これら若年層の育成が進み、若年層での人事交流も可能となることから、今後は企業局内のベテラン層、中堅層、若年層のバランスを良い方向に保つ。

IV. 持続可能な事業とするための県の課題

1. 電気事業

(1) 現状

電気事業は、P13に記載のとおり、每期安定的に利益を計上している。

中期計画に記載されている収支計画は下表のとおりであり、今後4年間においても、安定的に利益を計上できる見込みである。

単位：百万円

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計	
供給電力量（千kWh）		530,927	575,488	594,631	601,886	2,302,932	
収益的 収支 (税抜)	収益	営業収益	4,652	4,684	4,663	4,674	18,673
		附帯事業収益	133	571	1,289	1,289	3,282
		その他	159	153	168	168	648
		(収益計)	4,944	5,408	6,120	6,131	22,603
	費用	人件費（退職金含む）	1,163	1,163	1,163	1,163	4,652
		修繕費	635	557	538	507	2,237
		委託費	469	302	428	412	1,611
		減価償却費	1,081	955	993	945	3,974
		支払利息	76	67	62	50	255
		附帯事業費用	107	468	985	1,118	2,678
	その他	972	965	965	965	3,867	
	(費用計)	4,504	4,477	5,134	5,160	19,275	
	収支（経常損益）	440	931	986	971	3,328	
資本的 収支 (税込)	収入	企業債	3,000	3,000	—	—	6,000
		長期貸付金償還金	426	786	269	49	1,530
		その他	58	32	22	22	134
		(収入計)	3,484	3,818	291	71	7,664
	支出	建設改良費	9,397	6,147	808	1,573	17,925
		企業債償還金	305	313	650	976	2,244
		その他	28	25	25	25	103
		(支出計)	9,730	6,485	1,483	2,574	20,272
	収支差	▲6,246	▲2,667	▲1,192	▲2,503	▲12,608	
	企業債残高	5,186	7,873	7,223	6,247		

(注) 上表は、P22に記載のものと同一であるが、便宜上この箇所にも掲載している。

一方、アセットマネジメントの試算結果（平成27年度 電気事業年度別実施計画書(10カ年計画)）は以下のとおりであり、今後5年間で、105億円、今後10年では177億円の修繕費や建設改良費等の維持更新費用が必要と試算されている（高森風力含まず）。さらに、平成29年度より高森高原の風力発電事業を開始予定であり、当該風力発電施設建設コストが100億円強かかる見込みであり、200億円を超える建設改良費負担が見込まれている。

単位：百万円

年度	収益的支出			資本的支出	計
	修繕費	委託費	除却費	改良費	
平成28年度	835	406	60	869	2,170
平成29年度	757	302	45	1,319	2,423
平成30年度	709	404	16	466	1,595
平成31年度	582	402	47	1,240	2,271
平成32年度	462	289	49	1,307	2,107
5年計	3,345	1,803	217	5,201	10,566
平成33年度	484	296	7	529	1,316
平成34年度	392	268	0	540	1,200
平成35年度	810	334	7	589	1,740
平成36年度	1,351	324	12	218	1,905
平成37年度	406	240	1	40	687
5年計	3,443	1,462	27	1,916	6,848
10年計	6,788	3,265	244	7,117	17,414
水力					
その他					286
合計					17,700

(注1) 修繕費は、修繕引当金の関係で中期収支計画の修繕費と一致しない。

(注2) 中期収支計画には施設関連以外の委託費も含まれているため一致しない。

(2) 課題

収支計画の4年間（平成28年度～平成31年度）の収益的収支合計33億円に減価償却費合計39億円を加え、簡便的に算定した損益勘定留保資金72億円（収入）に対し、資本的収支合計は126億円（支出）と54億円の不足が生じている。一方、平成32年度から平成37年度までの6年間のアセットマネジメントによる資本的支出に係る試算額合計32億円に対し、当該6年間の損益勘定留保資金が収支計画の4年間と同水準で推移すると仮定した場合は、6年間で108億円の損益勘定留保資金が生み出されることとなり、計算上は中期収支計画の4年間の収支差54億円の不足と以後6年間の資本的支出32億円の合計86億円を損益勘定留保資金で第一義的には賄うことができる（下表参照）。

単位：百万円

区分	平成28年～ 平成31年	平成32年～ 平成37年	合計
①収益的収支見込	3,328		
②減価償却費	3,874		
③簡易損益勘定留保資金（①+②）	7,202	10,803	18,005
④資本的収支	▲ 12,608	▲ 3,223	▲ 15,831
⑤収支差（③+④）	▲ 5,406	7,580	2,174

一方で、P51に記載のとおり、アセットマネジメント試算結果には、ダム使用権に関わる修繕・改良投資額が含まれていない。また、高森高原の風力発電事業は、固定価格買取制度の認可事業となる見込みであるため、安定収益が見込めるものの、維持管理に多額の費用がかかることや、長期的には修繕や更新投資の必要もある。さらに、収入面でも、県の電気事業は全国平均よりも低い経常収支比率であり、財務体質が他団体に比べてやや脆弱である。

平成31年度までは、東北電力株式会社との売電基本契約に基づき現行売却価格を維持できる

ものの、総括原価方式の見直しや、電力自由化の影響もあり、以後も同様の価格を維持できるかは不透明であり、必ずしも、楽観視できる状態ではない。

(3) 監査意見

【施設別セグメント情報の把握（意見）】

電気事業では、決算書において、水力発電、風力発電、太陽光発電の別にセグメント情報の開示を行っている。一方で、セグメント情報への記載が求められていないことから、施設別の損益の状況を把握していない。

現在、アセットマネジメントには、電気事業を持続可能とするために必要な更新投資が見込まれており、現行設備をそのまま更新するのではなく、現在の稼働状況や今後の需要動向を勘案し、ダウンサイズによる更新が考慮されている。上記施設別のセグメント情報を利用することで、各施設の資産と損益の状況から、より精緻にアセットマネジメントを実施することが可能になると考える。施設のダウンサイズのみならず、施設に求められる電力需要や、資産効率・収益力の観点から、中長期的に維持すべき施設、増強又は縮小すべき施設、ひいては統廃合を検討すべき施設等の有無を把握することも可能になる。

決算書への開示はせずとも、個々の施設の効率的な運営を図る上で、また将来像を把握する上でも、施設別のセグメント情報（損益情報、資産情報）は有用な情報であるため把握することが望まれる。

【不透明要素を勘案したシミュレーションの実施（経営戦略の多様化）（意見）】

現行の中期計画には、高森高原の風力発電に係る維持修繕費、ダム使用権に係る修繕・改良に係る投資額といった支出面に係る事象、電力自由化、総括原価方式の見直し等の収入面に係る事象が織り込まれていない。

支出に係る事象のうち、高森高原の風力発電関連支出は、新規事業ということもあり、当面大幅な修繕は見込まれていないとのことであり、ダム使用権関連支出は、ダムそのものは国の施設であるため、県としては主体的に支出計画を立てることが困難であるとのことである。また、収入に係る事象についても、今後の動向を予測することは困難である。しかしながら、いずれの事象も今後必ず直面する事象であり、かつ、重要な影響を及ぼす事象である。

経営戦略策定ガイドライン（平成 28 年 1 月 26 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知「経営戦略の策定推進について」の別紙 1）には以下の記述がある。

○ 実現可能な方策により、「収支均衡」を図ることが理想

「投資試算」及び「財源試算」に当たっては、ただ漫然と将来の支出・収入を予測するだけでは、十分とはいえない。少なくとも現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえ試算を行うべきである。その上で、料金引き上げや投資のあり方を見直し等を複合的に検討し、将来予測のシミュレーションを数パターン行うなどして、より実現可能な方策で「収支均衡」を図ることが理想である。

この点、企業局では、今後の総括原価方式による単価改定を見込んだ複数パターンの長期収

支見通しを作成しているが、可能な限り、上述した要素も含んだ収支計画を策定することが望まれるとともに、収支計画が、当該経営戦略の要件に沿っているかを十分に吟味の上、収支計画等の見直しの必要性について検討する必要がある。

2. 工業用水道事業

(1) 現状

工業用水道事業は、P25 に記載のとおり、概ね毎期安定的に利益を計上している。

中期計画に記載されている収支計画は下表のとおりであり、今後 4 年間に於いても、概ね安定的に利益を計上できる見込みである。

単位：百万円

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
契約水量 (m ³ /日)		39,231	39,231	43,231	43,231	164,924
実給水量 (千m ³ /年)		7,482	7,482	8,175	8,198	31,337
収益的 収支 (税抜)	収益					
	営業収益	839	839	955	958	3,591
	その他	74	70	37	37	218
	(収益計)	913	909	992	995	3,809
	費用					
	人件費	95	84	84	84	347
	修繕費	104	94	109	87	394
	委託費	145	166	181	138	630
	減価償却費	308	308	336	352	1,304
	支払利息	65	63	69	77	274
その他	182	159	180	191	712	
(費用計)	899	874	959	929	3,661	
収支 (経常損益)		14	35	33	66	148
資本的 収支 (税込)	収入					
	企業債	669	581	636	517	2,403
	その他	—	—	—	—	—
	(収入計)	669	581	636	517	2,403
	支出					
	建設改良費	669	581	636	517	2,403
	企業債償還金	318	301	284	267	1,170
	他会計借入金償還金	199	86	69	49	403
	その他	2	—	—	—	2
	(支出計)	1,188	968	990	833	3,979
収支差		▲519	▲387	▲354	▲316	▲1,576
企業債残高		4,373	4,652	5,004	5,254	
他会計長期借入金残高		229	143	74	25	

(注) 上表は、P32 に記載のものと同一であるが、便宜上この箇所にも掲載している。

一方、アセットマネジメントの試算結果(平成27年度 工業用水道事業年度別実施計画書(10カ年計画))は以下のとおりであり、今後5年間で、43億円、今後10年では78億円の修繕費や建設改良費等の維持更新費用が必要と試算されている。

単位：百万円

年度	収益的支出			資本的支出	計
	修繕費	委託費	除却費	改良費	
平成28年度	130	148	16	757	1,051
平成29年度	119	183	15	581	898
平成30年度	205	232	40	636	1,113
平成31年度	107	152	55	517	831
平成32年度	89	148	7	252	496
5年計	650	863	133	2,743	4,389
平成33年度	65	154	13	297	529
平成34年度	99	177	8	369	653
平成35年度	100	155	31	380	666
平成36年度	135	149	12	566	862
平成37年度	117	152	35	406	710
5年計	516	787	99	2,018	3,420
10年計	1,166	1,650	232	4,761	7,809
					7,809

(2)課題

収支計画（平成28年度～平成31年度）の4年間の収益的収支合計1億円に減価償却費合計13億円を加え、簡便的に算定した損益勘定留保資金15億円（収入）に対し、資本的収支合計は16億円（支出）と1億円の不足が生じている。一方、平成32年度から平成37年度までの6年間のアセットマネジメントによる資本的支出に係る試算額合計23億円に対し、当該6年間の損益勘定留保資金が中期収支計画の4年間と同水準で推移すると仮定した場合は、6年間で22億円の損益勘定留保資金が生み出されることとなるが、計算上は収支計画の4年間の収支差1億円の不足と以後6年間の資本的支出23億円の合計24億円を損益勘定留保資金で賄うことができないことになる（下表参照）。

単位：百万円

区分	平成28年～ 平成31年	平成32年～ 平成37年	合計
①収益的収支見込	148		
②減価償却費	1,304		
③簡易損益勘定留保資金（①+②）	1,452	2,178	3,630
④資本的収支	▲ 1,576	2,270	694
⑤収支差（③+④）	▲ 124	4,448	4,324

さらに、P61に記載のとおり、工業用水道事業の人件費には、本庁管理部門の人件費が含まれていない現状を勘案すると、損益勘定留保資金は、さらに減少するものと見込まれる。

収入面では、節水や大口ユーザーの撤退、ユーザーの頭打ちなどにより、現時点では、抜本的に収支を改善できる見通しはなく、現在も運転資金の一部を一般会計や電気事業からの借入で賄っている。

今後、建設改良等の投資は企業債による資金調達を前提としているが、損益収支面が改善されたとしても、企業債償還負担の増加等による資本収支の悪化により、より一層収支が悪化し、一般会計や電気事業への依存度が増すことや、想定以上の企業債の発行（将来世代の負担増加）が懸念される。

(3) 監査意見

【増収策の強化(意見)】

現行ユーザーに利用水量の増加を求めることは継続的に経営努力として実施すべきことであるが、一方で、ユーザーが必要以上の水を使うことは当然ないのであるから水量増加に限界がある。料金の増額改定も、平成4年に増額改定し、平成23年度には、ユーザーの要望を反映し、実質的に値下げとなる二部料金制へ移行したところであり、現時点では増額改定することに対するユーザーの理解を得ることは難しいところであるが、中長期的にも抜本的に収支の改善が見込めない場合は、料金改定の検討も必要と考えられる。

一方、工業用水道は、県の企業誘致事業の一環として、インフラ整備事業のうち工業用水道事業を企業局が担ったものであるから、県の企業誘致事業と連携しつつ、企業誘致を図り、収入増加を図る努力も引き続き必要である。

企業局の経営努力も不可欠ではあるが、県としてより一層企業誘致促進のための努力をすることも、工業用水道事業が自立した企業として持続していくためには不可欠である。

【他団体との連携の可能性検討(意見)】

上述のとおり、工業用水道事業は、県の北上工業団地への企業誘致事業の一環として開始した経緯があり、県の政策に密接に関連する事業であること、インフラ事業であることから、地方公営企業として、経営的に自立した企業体であることが求められるものの、必ずしも独立採算というわけには行かない面もあることは理解できる。

他県においては、公営企業として工業用水道事業者は多数存在するものの、広域にわたる県下にいくつかの拠点を立てて施設を有し、事業展開している県が多数派であり、岩手県のように、特定の工業団地（北上市と金ヶ崎町）のみに給水している県は少数派である。

限られた地域への給水では、ユーザーの伸びに限界があることや、(2)に記載のとおり、今後多額の維持更新費用を賄う必要があることから、直接のユーザーではない県民（現世代及び将来世代）の負担を最小限にしつつ、持続可能性を維持するために、次の視点でのメリット・デメリットを検討の上、必要に応じて中長期計画のひとつの選択肢として考慮する必要があると考える。

- 今後の建設改良資金を全て企業債により賄う現行中期計画の妥当性を再検討する。必要に応じて中期計画を見直し、世代間負担のバランスを考慮した資金調達とする。
- 他団体との連携の可能性を再検討する。例えば、近隣市町村の上水道事業の余裕給水能力の活用の可能性等を検討する（将来の更新投資の抑制）。

また、工業用水道事業の当初施設整備に関しては、県の工業用水道と北上市の上水道の共同事業となっており、施設整備費のうち上水道分として4割強を北上市が負担した（昭和53年度）。現在は、岩手中部水道企業団（北上市を中心とする企業団）が一部の工業用水道施設の維持管理及び運転管理業務（年間委託料約1億円）を県からの委託により行っており、現時点では、管理業務に関しては岩手中部水道企業団と業務委託を通じた連携が図られているが、浄水等のコア事業についての連携はない。コア事業についての連携の可否を再度検討する。

➤ PPP/PFI の可能性を検討する。

PPP/PFI に関しては、平成 27 年 12 月 17 日に、内閣府及び総務省より、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）が発出されており、PPP/PFI 手法を取り入れた公共施設等の整備を促進するために、人口 20 万人以上の地方公共団体においては、当該指針を踏まえ、平成 28 年度末までに優先的検討規程を定めることとされた。優先的検討プロセスの概要及び優先的検討規程に記載すべき事項の概要は以下のとおりである。

対象	<p>【対象事業主体】</p> <p>国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）</p> <p>【対象施設】</p> <p>公共施設等（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舎、公営住宅、学校等を含む。）</p> <p>【対象事業】</p> <p>整備等（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）</p> <p>➤ 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業</p> <p>ア：建築物又はプラントの整備・運営に関する事業</p> <p>イ：利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業</p> <p>➤ 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業</p> <p>ア：事業費の総額が 10 億円以上</p> <p>イ：単年度の運営費が 1 億円以上</p>
優先的検討指針の概要	<p>○ 優先的検討規程を策定する際に拠るべき準則として政府が定めたもの。</p> <p>○ 主に次に掲げる 3 要件について明記した優先的検討規程を策定することとしている。</p> <p>①明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと</p> <p>②客観的な基準により PPP/PFI 手法導入の適否を評価すること</p> <p>③評価の結果、PPP/PFI 手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること</p>
検討プロセスの概要	<p>① PPP/PFI 手法の絞込み（いくつかある手法より、適切と考えられる手法を絞り込む）</p> <p>② 簡易評価</p> <p>専門的な外部コンサルタントに委託せずに、地方公共団体等の職員等が庁内で、候補とされた PPP/PFI 手法の適否を検討する段階</p> <p>③ 詳細評価</p> <p>外部コンサルタントの活用等により、要求水準、リスク分担等の幅広い観点から従来型手法と PPP/PFI 手法の費用総額を比較</p>

出所：内閣府の概要説明資料より

3. 共通事項

持続可能性を確保するための中期計画（収支計画）策定に当たっての課題は上述のとおりであるが、収支計画の作成の基礎となる重要な情報のひとつとして決算情報がある。決算情報は、決算書に記載している事項を中心に、決算書作成のための日々の会計記録であるところの総勘定元帳や補助元帳、各勘定科目残高の内訳書等多岐に渡る。これらの会計記録等が適切に記録、作成されていなければ、正しい決算書を作成することはできず、当該決算書に基づく正しい現状分析や将来予測ができないことになる。

今回の監査の結果、いくつかの会計上の不備が検出された。以下がその要約である。

概要	個別検出事項
決算書表示上の不備	<ul style="list-style-type: none">・譲渡性預金の表示（P63）・貸借対照表の有形固定資産の表示（P58）・修繕引当金の表示（P67）・滞留債権の表示区分（P38）・減損の兆候に関する注記（P49）
会計基準への対応不足	<ul style="list-style-type: none">・減損の兆候の検討（P63）・減損の認識・測定（P48）・特別修繕引当金の見積もり（P43）・貸倒引当金の計上要否（P54）
会計関連システムの不具合	<ul style="list-style-type: none">・長期前受金収益化額の違算（P57）
会計帳簿の不備	<ul style="list-style-type: none">・固定資産台帳と貸借対照表の違算（P42）
会計処理上の不備	<ul style="list-style-type: none">・目的積立金の会計処理（P51）

(1) 財務報告に係る内部統制の整備運用

【現状の問題点（意見）】

今後、これらの不備を是正することが重要な課題のひとつであるが、不備が発生しないような予防と、不備を発見し是正する処置機能が業務に組み込まれる必要がある。

電気事業及び工業用水道事業に共通して取り組むべき課題として、財務報告に係る内部統制の整備運用が不可欠であると考ええる。

①内部統制とは

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。

内部統制の4つの目的のそれぞれが、6つの基本的要素で構成されている。会計記録の適切性を確保するための達成すべき目的は、財務報告の信頼性であり、この財務報告の信頼性についても、6つの構成要素からなっている。6つの構成要素の概要は以下のとおりである。

構成要素	内容	具体例
統制環境	統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基盤をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の誠実性及び倫理観 ・管理者の意向及び姿勢 ・運営上の方針及び戦略 ・組織構造及び慣行
リスクの評価と対応	リスクの評価と対応とは、組織のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスをいう。	—
統制活動	統制活動とは、管理者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれる。このような方針及び手続は、業務のプロセスに組み込まれるべきものであり、組織内のすべての者において遂行されることにより機能するものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・職務の分掌（相互チェック） ・承認（上司のチェック） ・その他（その他のチェック）
情報と伝達	<p>情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。組織内のすべての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければならない。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内のすべての者に共有されることが重要である。</p> <p>一般に、情報の識別、把握、処理及び伝達は、人的及び機械化された情報通信システムを通して行われる。</p>	—
モニタリング（監視活動）	モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることになる。モニタリングには、業務に組み込まれて行われる日常的モニタリング及び業務から独立した視点から実施される独立的評価がある。両者は個別に又は組み合わせて行われる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の統制活動 ・管理者・部課長による承認 ・監査委員による監査 ・議会への説明
IT（情報技術）への対応	<p>ITへの対応とは、ミッションを果たすためにあらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し適切に対応することをいう。</p> <p>ITへの対応は、内部統制の他の基本的要素と必ずしも独立に存在するものではないが、組織の業務内容がITに大きく依存している場合や組織の情報通信システムがITを高度に取り入れている場合等には、内部統制の目的を達成するために不可欠の要素として、内部統制の有効性に係る判断の基準となる</p>	—

②整備すべき内部統制の例

統制環境、リスクの評価と対応、情報と伝達、IT（情報技術）への対応については、主として内部統制の基盤をなす要素であるのに対し、統制活動、モニタリング（監視活動）については、日常の業務活動の中に組み込まれて実施する内部統制行為である。

整備すべき内部統制の構成要素の主なものと整備すべき内部統制の例は以下のとおりである。

なお、固定資産台帳関連の不備に関しては、個別に整備運用すべき内部統制を記述している（P43 参照）。

構成要素	整備運用すべき内部統制の例
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計基準に関する知識の習得（会計基準に関する研修や勉強会への積極的参加） ➤ 会計基準に準拠するための課題を洗い出すとともに、会計アドバイザー等へ確認すべき事項を選別する仕組みの構築・運用。
情報と伝達	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管理・予算経理担当者の業務課の会議への参加（会計に関連する業務の有無の把握）
統制活動 ・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日常・決算上の重要な会計処理に関する相互チェック体制の構築・運用 ➤ 決算書と補助簿(主として固定資産台帳)との整合性チェックのルーティン化 ➤ 決算書とその他の帳簿書類との整合性チェックのルーティン化 ➤ 作成した決算書の複数名によるチェック（会計帳簿に基づき作成されているか、金額の異常性はないか、関連する項目の金額は一致しているか、注記等の漏れや不備はないか） ➤ 上記業務の上長による定期的なモニタリング